

## 九州大学百年史 第10巻 : 資料編Ⅲ

九州大学百年史編集委員会

<https://doi.org/10.15017/1787570>

---

出版情報 : 九州大学百年史. 10, 2016-12-28. Kyushu University  
バージョン :  
権利関係 :

## 第 15 編

「知の新世紀を拓く」



## 第1章 九州大学の課題と将来構想

### 第1節 高等研究院・基幹教育院の設置

#### 939 九州大学高等研究院規則

(2009(平成21)年10月1日施行)

九州大学高等研究院規則

平成21年度九大規則第23号

施行：平成21年10月1日

(趣旨)

第1条 この規則は、九州大学学則(平成16年度九大規則第1号。以下「学則」という。)第7条の2第3項の規定に基づき、高等研究院の内部組織その他必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 高等研究院は、学則第7条の2第2項に規定する高等研究院の目的を達成するため、次に掲げる研究活動等を行う。

- (1) 高度な研究活動の展開
- (2) 次世代を担う若手研究者の育成
- (3) 卓越した研究成果の学内外への発信

(高等研究院長)

第3条 高等研究院に、高等研究院長(以下「院長」という。)を置き、第5条に規定する荣誉教授等及び本学の専任教授のうちから、総長が指名する者をもって充てる。

2 院長の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

3 院長は、高等研究院の業務を掌理する。

(副院長)

第4条 高等研究院に、総長が必要と認めた場合に、高等研究院副院長(以下「副院長」という。)を置くことができる。

2 副院長は、本学の専任教授並びに国内外の研究者及び学識経験者のうちから、総長が指名し、又は委嘱する者をもって充てる。

3 副院長の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

4 副院長は、高等研究院の運営について、院長を補佐する。

(荣誉教授等)

第5条 学則第7条の2第2項に規定する高等研究院の目的を達成するため、高等研

究院に、栄誉教授及び特別主幹教授（以下「栄誉教授等」という。）を置く。

2 栄誉教授等は、次に掲げる事項について総長又は高等研究院長に助言及び提言を行う。

- (1) 本学の研究推進のために高等研究院が行う活動に関する事項
- (2) 若手研究者及び大学院生の育成に関する事項
- (3) その他本学におけるアカデミアの構築に関し必要な事項

第 6 条 高等研究院に、高等研究院の研究活動について助言を行う特別顧問を置く。

2 特別顧問は、学内外の優れた研究者等のうちから、総長が指名し、又は委嘱する。  
（高等研究院特別准教授）

第 7 条 高等研究院に、九州大学次世代研究スーパースター養成プログラムによる研究プロジェクトに従事する学術研究員（「高等研究院特別准教授」と称する。）を置く。

2 高等研究院特別准教授の職務及び選考等に関し必要な事項は、別に定める。  
（高等研究院運営会議）

第 8 条 高等研究院に、高等研究院の重要事項を審議するため、高等研究院運営会議を置く。

2 高等研究院運営会議の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。  
（専門委員会）

第 9 条 高等研究院運営会議に、特定の事項の企画及び推進等を行わせるため、必要に応じて専門委員会を置くことができる。

（事務）

第 10 条 高等研究院の事務は、関係部局の協力を得て、学術研究推進部学術研究推進課において処理する。

（雑則）

第 11 条 この規則に定めるもののほか、高等研究院に関し必要な事項は、高等研究院運営会議の議を経て、総長が定める。

附 則

- 1 この規則は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 この規則施行後最初に指名される研究院長及び副研究院長の任期は、第 3 条第 2 項本文及び第 4 条第 3 項本文の規定にかかわらず、平成 24 年 3 月 31 日までとする。

## 940 九州大学基幹教育院規則

(2011 (平成 23) 年 10 月 1 日施行)

九州大学基幹教育院規則

平成 23 年度九大規則 55 号

施行:平成23年10月1日

(趣旨)

第1条 この規則は、九州大学学則（平成16年度九大規則第1号。以下「学則」という。）第7条の2第2項の規定に基づき、基幹教育院（以下「教育院」という。）の内部組織その他必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 教育院は、九州大学の多様な知を活用し、学部教育の初期段階から学部を卒業し、又は大学院を修了した将来においても、自律的に学び続けることのできる人間を育てるために、教育手法、入学者選抜方法並びに学生生活及び修学の支援に係る開発及び推進等を行うことを目的とする。

(開発部等)

第3条 教育院に、次に掲げる部を置く。

教育企画開発部

特別プログラム推進部

教育実践部

入学者選抜方法開発部

学生生活・修学支援開発部

教育支援技術室

2 教育実践部に、次に掲げる部門を置く。

人文・社会部門

複合科学部門

芸術科学部門

自然科学部門

数学・統計学部門

情報科学部門

国際コース部門

(業務)

第4条 教育院は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 全学教育を中心とした教育課程及び教育手法等の開発並びに教育成果の調査及び分析等に関すること。
- (2) 21世紀プログラム及び大学院共通教育の充実に資するプログラムの企画及び運営等に関すること。
- (3) 全学教育科目の具体的な企画及び運営の統括に関すること。
- (4) アドミッション・オフィス方式の入学者選抜方法の開発及び入学者選抜の実施に係る支援等に関すること。

- (5) 学生生活、修学、就職及び進学に係る支援方法の開発及び実施等に関すること。
- (6) 全学教育における実験及び実習の実施に係る技術支援に関すること。

(教育院長)

第 5 条 学則第 25 条の規定により、教育院に、教育院長を置く。

- 2 教育院長は、副学長のうちから総長が指名する者をもって充てる。

(院長代理)

第 6 条 教育院に、教育院長の命を受け、教育院の企画及び運営に係る業務を担当する院長代理を置く。

- 2 院長代理は、副学長のうちから総長が指名する者をもって充てる。

(副院長)

第 7 条 学則第 25 条の規定により、教育院に、副院長を置く。

- 2 副院長は、教育院の教授のうちから教育院長が指名する者をもって充て、総長が任命する。
- 3 副院長の任期は、2 年とする。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(部長)

第 8 条 第 3 条第 1 項の各部に部長を置き、教育支援技術室に室長を置く。

- 2 部長及び室長は、教育院の専任の教員のうちから教育院長が指名する者をもって充てる。

(兼任の教員)

第 9 条 教育院に兼任の教員を置く。

- 2 兼任の教員は、学内外から、教育院の業務に専門知識を有する者を総長が任命し、又は委嘱する。
- 3 兼任の教員の任期は、2 年とする。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(教授会)

第 10 条 学則第 38 条の規定により、教育院に、教育院の重要事項を審議するため、教授会を置く。

(事務)

第 11 条 教育院に関する事務は、事務局各課等及び各部局事務部の協力を得て、学務部及び比較社会文化学府等事務部において処理する。

(雑則)

第 12 条 この規則に定めるもののほか、教育院の運営等に関し必要な事項は、教授会の議を経て、教育院長が定める。

附 則

## 第1章 九州大学の課題と将来構想

- 1 この規則は、平成23年10月1日から施行する。
- 2 九州大学高等教育開発推進センター規則（平成18年度九大規則第4号）は、廃止する。

## 第2節 国際化拠点整備事業

### 941 九州大学の国際化拠点整備事業（グローバル30）

（表紙）

「

九州大学の国際化拠点整備事業（グローバル30）

平成21年7月

」

#### 目次

国際化拠点整備事業（グローバル30）と九州大学における事業の概要	1
1 国際化拠点整備事業（グローバル30）の概要	3
2 九州大学における国際化拠点構想の概要	6
3 英語による授業のみで学位が取得できるコースの計画	8
4 留学生の受入計画	13
5 日本への留学を促進し、質の高い学生を確保するための方策	17
6 日本での生活に対する支援	19
7 中期計画等における大学の国際化の位置付けと構想の関係	22
8 大学の国際化	23
9 日本人学生の海外派遣に向けた取組の計画	25
10 その他の国際化への取組	27
11 達成目標	28
12 平成21年度計画に係る経費の明細	30

この冊子は国際化拠点整備事業公募要領、同申請書、および採択後の提出調書等の資料をもとに作成しました。

#### 国際化拠点整備事業（グローバル30）と九州大学における事業の概要

##### 概要

「留学生30万人計画」実施に向けて、文部科学省が平成21年度から開始する「国際化拠点整備事業（グローバル30）」に九州大学が採択された。本年度は、全



国で 13 大学（国立 7 大学、私立 6 大学）が採択され、九州大学は九州地区で唯一の採択大学である。本事業により、九州大学では留学生の募集から企業への就職を含む出口までの一貫した国際化拠点整備事業を全体が一体となって推進し、アジアを代表する世界的研究・教育拠点大学としての機能を強化することを目指す。

## ■ 背 景

### 国際化拠点整備事業（グローバル 30）

知識基盤社会のグローバルな進展により、経済・産業も地球規模での展開が要請される時代となっている。また、国境を越えた学生・教員・研究者の流動性が高まり、国際競争力の向上は我が国の将来を決定付ける課題である。このような中、政府は平成 20 年 7 月に、2020 年（平成 32 年）を目途に、現在の約 3 倍となる 30 万人の留学生受入れを目指す「留学生 30 万人計画」を決定した。さらに、その実現と、留学生を惹きつける魅力ある大学づくりを目指して、国際化の拠点となる大学を選定し重点的な育成を行う「国際化拠点整備事業（グローバル 30）」が平成 21 年度から実施されることとなった。

### 留学生を惹きつける魅力ある大学づくり

九州大学は知の世界的拠点大学として、特に歴史的、地理的な深いつながりを背景としてアジア地域を重視し、多くの留学生を受け入れるとともに、大学間、研究者間において活発に学術交流を行ってきた。これらを土台として、次期中期目標・計画では、「アジア諸国との歴史的つながりや地理的近接性を活かした世界的研究・教育拠点として、次の 100 年に向けて知の新世紀を拓くべく、教育、研究、診療等の諸活動を展開すること」を掲げている。この目標に向け、英語による教育課程の整備・充実、留学生受入数の増加、外国人教員の増加などを実現していく。

今回の「国際化拠点整備事業（グローバル 30）」への参画は、九州大学がこれまで推進してきた世界的拠点大学化構想に向けて、中期目標・計画の実現のための大きな後押しとなるものである。今回、初年度の 13 の拠点の一つに採択されたことにより、「留学生を惹きつける魅力ある大学づくり」を加速させ、「留学生 30 万人計画」の実現に寄与し、アジアを代表する世界的研究・教育拠点大学としての機能をさらに強化していく。

## ■ 内 容

### 2 学部及び全大学院に英語コースを設置

学士課程では、当面、工学部、農学部の 2 学部、大学院課程では、すべての大学院（17 学府）で、英語だけで学位取得可能なコースを開設する。日本留学試験や現地オフィスの活用などで、渡日前に入学が決定できるシステム整備、高度人材養成の一環としての就職支援を充実させる。

## 第1章 九州大学の課題と将来構想

### 留学生の受入体制を整備

また、伊都新キャンパスに留学生と日本人学生の混住宿舍「国際村」を新設するなど受入体制を整備するとともに、福岡県・福岡市など地域との連携により支援体制も充実させる。

### 受入重点国を設定し留学生を3倍に

今回、受入重点国として、中国、韓国、インドネシア、台湾、ベトナム、エジプト、タイ、オーストラリアの8か国・地域を設定した。これらの国・地域には、海外事務所を整備し、優秀な学生の獲得に取り組みます。また、九州大学では、エジプトに、日本の大学全体の留学生の受け入れの促進につながる支援を行う「海外大学共同利用事務所」を設置する。

これらの施策により、平成32年度末には留学生数を平成20年5月現在の1,292人から約3倍の3,900人とする。同時に、外国人教員数も現在の約3倍の350人とし、大学全体のグローバル化を進める。グローバル化する世界でリーダーシップを取ることでできる日本人学生の育成にも力を注ぐ。

### 予算規模

最大4億円×5年間（平成21年度～平成25年度）

※本年度、九州大学への配分額は約2億5千万円

### その他の採択大学

【国立大学】東北大学／筑波大学／東京大学／名古屋大学／京都大学／大阪大学

【私立大学】慶應義塾大学／上智大学／明治大学／早稲田大学／同志社大学／立命館大学

### 海外共同利用事務所指定大学

東北大学 東北大学ロシア代表事務所（ロシア／モスクワ）

筑波大学 北アフリカ・地中海連携センター（チュニジア／チュニス）

東京大学 東大ハイデラバードオフィス（インド／ハイデラバード）

名古屋大学 名古屋大学ウズベキスタン事務所（ウズベキスタン／タシケント）

京都大学 ハノイ事務所（ベトナム／ハノイ）

九州大学 エジプト大学共同利用事務所（エジプト／カイロ）

早稲田大学 ヨーロッパセンター（ドイツ／ボン）

立命館大学 インド・ニューデリーオフィス（インド／ニューデリー）

### ■将来目標

本事業の成果を基盤として、平成32年度までに、全学部横断的に英語による教育を行い留学生と日本人学生が共に高度な教養を学ぶ「国際教養学部（仮称）」の創設を構想しており、今後さらにアジアを代表する世界的研究・教育拠点大学としての機能を強化し、グローバル化する世界における日本の大学の国際競争力向上に貢献する。

## 1. 国際化拠点整備事業（グローバル 30）の概要

「国際化拠点整備事業」とは、文部科学省による日本の大学の国際化に向けた総合支援策のひとつで、「グローバル 30」ないしは「G30」と略称されることが多い。その詳細は以下のとおりである。

**目的**

世界的な人材獲得競争が厳しくなっている状況の下、我が国の高等教育の国際競争力の強化及び留学生等に魅力的な水準の教育等を提供するとともに、留学生と切磋琢磨する環境の中で国際的に活躍できる高度な人材の養成を図ることを目的として、国際化の拠点となる大学を 30 選定し重点的かつ総合的に支援する。

**公募対象**

国公立大学による、それぞれの機能に応じた質の高い教育・研究と、海外の学生が我が国に留学しやすい環境を提供する構想を対象とする。（ただし、平成 21 年度の選定件数は、12 件程度。）

**整備事業の内容**

重点的な支援の対象となる構想は、以下の内容を満たすこととされる。

## ①英語による授業のみで学位を取得できるコースの設置

拠点となる大学（以下、「拠点大学」という。）においては、国際競争力のある分野の学部・研究科で英語による授業のみで学位が取得できる体制が整備され、優秀な留学生が我が国の大学を目指しやすいよう、英語による授業のみで学位が取得できるコース（以下「英語コース」という。）を大学全体で少なくとも学部・研究科それぞれに 1 コースずつ、本事業により新たに設置すること。また、英語コースにおいては、以下の点を踏まえ、教育の質を担保するための方策を採ること。

- a. 質の高い学生を育成するため、国際的な通用性のある厳格な成績管理を図ること。
- b. 質の高い研究内容に裏付けされた授業を提供すること。
- c. 英語コースのカリキュラムについては、国際的に魅力あるものとし、明示された人材養成目的に沿って組織的・体系的に教育研究を行うこと。
- d. 当該カリキュラムの実施に際して必要な英語テキストの開発や英語文献の購入、海外の有力大学との単位互換や大学間の連携による新たな教育プログラムの実施についても、積極的に検討すること。
- e. 英語コースの実施に必要な教員を確保すること。特に新設あるいは既存の英語コースにおいては、既存の外国人教員を配置するか、又は海外から優秀な外国人教員を原則として国際公募により招聘に努めること。
- f. 国際的な教育研究活動実績を有する日本人教員の配置や採用に努めるとも

## 第1章 九州大学の課題と将来構想

に、海外派遣による教育研究活動への参加の機会の拡大、英語での研修・開発を図ること。

### ②留学生受入のための環境整備

- a. 受入重点国を2か国以上設定し、当該重点国において入学から就職まで支援の窓口となる海外拠点を設置すること。受入重点国については、留学に関する情報の提供、相談サービスの実施等とともに2国間交流の積極的な対応、同窓会の立ち上げ等が求められる。
- b. 留学生受入にあたり、海外拠点において、アドバンスト・プレイスメント等を活用して審査を行うとともに、現地において入学を希望する者に対しては、「日本留学試験」を活用するなど、入学手続き・許可のためのシステムを構築すること。
- c. 留学生が日本での生活に困らないよう支援策を拡充するとともに、学内各資料の英訳等を推進すること。
- d. 日本語・日本文化について質の高い学習機会を提供すること。
- e. 留学生に対応する相談員、TA、ボランティアなどによるサポート体制を構築すること。
- f. 留学生に対して、インターンシッププログラムによる日本企業での体験の場を提供する等、就職支援を図ること。

### ③拠点大学の国際化

- a. 大学の戦略的な目標等において、教育研究の国際化と推進を明確に位置づけ、拠点大学として、国際化を推進すること。
- b. 事務局機能を強化するための必要な措置を講じること。
- c. 招聘した外国人教員や留学生とのコミュニケーションを図れる程度の能力を有する事務職員を配置できるよう、既存の事務職員の能力向上を推進すること。
- d. 海外での教育研究経験が豊富な日本人教員の雇用促進が盛り込まれていること。
- e. 日本人学生についても、海外における教育や研究の機会を充実させること。
- f. 4月以外の時期の入学の推進を図ること。

### ④海外における留学生受入のための海外大学共同利用事務所の整備

海外の優秀な留学生を我が国に惹きつけるため、日本の大学全体の魅力を情報発信するとともに、当該国において学生募集を行う大学のワンストップサービス業務（海外における説明会の開催や海外拠点においてテレビ会議システムを活用した入学審査時の面接の実施等）等の支援を行う「海外大学共同利用事務所」を2か国以上、設定すること。

### ⑤達成目標

特に以下の点に留意して達成目標を設定すること。

- a. 「留学生 30 万人計画」の目標年である平成 32 年度までに全学としての留学生比率 20%を目安として最低でも 10%を目指す。併せて、現在より 1,000 人以上留学生の受入数を増やすとともに、少なくとも 2,600 人以上の留学生の受入を目指す。
- b. 平成 32 年度までに全学として外国人教員比率 10%程度を目安として最低でも 5%を目指す。
- c. 海外有力大学との単位互換や大学間の連携による新たな教育プログラムの実施。
- d. 日本人学生の大学間交流協定に基づく交換留学の拡大。
- e. 日本人教員の海外における教育研究活動に参加する機会の拡大。

**21 年度採択拠点**

本年度は、全 22 校から申請があったが、独立行政法人日本学術振興会を中心に運営される「国際化拠点整備事業プログラム委員会」における、書面審査、ヒアリング審査を経て、九州大学を含む次の 13 校が G30 拠点として採択された。

国立大学 (7 校)	東北大学、筑波大学、東京大学、名古屋大学、京都大学、大阪大学、九州大学
私立大学 (6 校)	慶應義塾大学、上智大学、明治大学、早稲田大学、同志社大学、立命館大学

**実施期間**

原則 5 年間

**支援規模**

1 件あたり 2～4 億円程度/年

参考サイト：

日本学術振興会「国際化拠点整備事業～グローバル 30～」

<http://www.jsps.go.jp/j-kokusaika/index.html>

文部科学省「平成 21 年度国際化拠点整備事業（グローバル 30）の採択拠点の決定について」 [http://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/21/07/1280880.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/21/07/1280880.htm)

〔中略〕

2. 九州大学における国際化拠点構想の概要

**構想の背景と理念：世界的研究・教育拠点を目指して**

九州大学は 1911 年に創設され、教員（定員内）2,224 人、職員 2,607 人、学生 18,647（うち留学生 1,292 人）を擁し、毎年度、修士約 2,000 件、博士約 570 件の学位を授与するとともに、科学研究費補助金約 1,500 件のほか多くの競争的研究資金を獲得す

## 第1章 九州大学の課題と将来構想

るなど、高い教育研究水準と実績を有している。本学は「人間性の原則」「社会性の原則」「国際性の原則」「専門性の原則」の教育理念に則り教育を推進するとともに、地理的・歴史的な特性を活かしアジア重視戦略を展開している。特に、グローバル COE プログラム等を通じて、国際共同研究や国内外の優れた若い人材の育成に取り組んでいる。

知識基盤社会がグローバルに進展し、経済・産業も地球規模での展開が当然に要請される時代となり、国境を越えた学生・教員・研究者の流動性が高まる中で、国際競争力の向上が我が国の将来を決定付ける課題となっている。このため、本学は平成 23 年の創立 100 周年を機に、九州に世界の研究者と学生が集約する魅力ある拠点を創出するべく、次期中期計画に一層の留学生交流の拡大と外国人教員・研究者の受入増などを盛り込み、今後 5 年間で留学生の入口から出口までの一貫した国際化拠点整備を行い、世界に開かれた教育研究環境を構築する。その成果の上に平成 32 年度までに、全学部横断的に英語による教養教育を行う国際教養学部（仮称）を創設し、アジアを代表する世界的研究・教育拠点大学を目指す。

### **国際化拠点整備事業による取組**

#### ①人材育成の理念と実現方法：国際キャンパスの構築を目指して

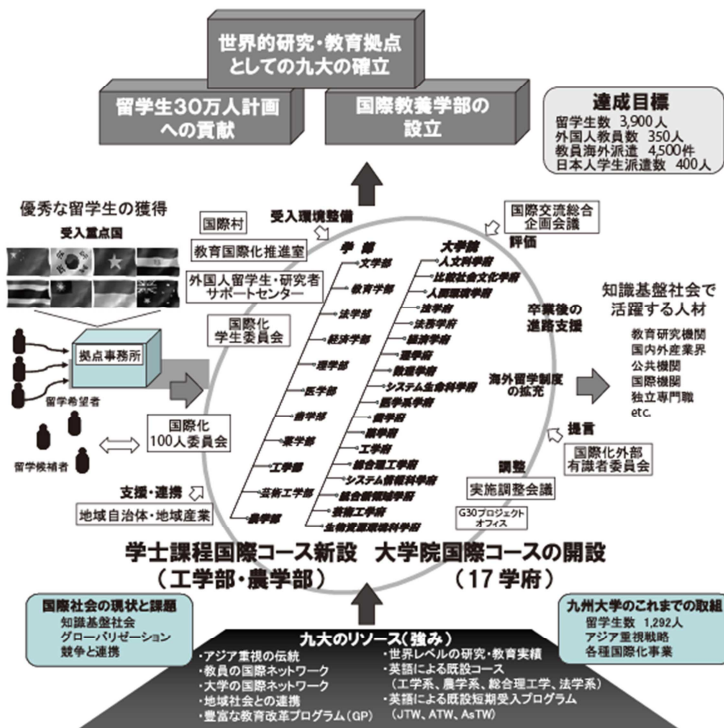
- 留学生が本学の特色ある優れた専門科目の修得だけでなく、日本文化理解など魅力ある教養科目の修得が可能なカリキュラムを設計する。これにより、真の日本理解に基づき、国内外の産業界、国際機関、教育・研究機関等で活躍できる国際的な人材を育成する。
- 産業界や国際機関等で活躍する外部有識者から成る「国際化外部有識者委員会」を設置し、国内外で活躍が期待される留学生像を諮問し本学の教育に反映させる。
- 本学学生による「国際化学生委員会」を設置し留学生と日本人学生との交流を促進するとともに、異文化理解や外国語でのコミュニケーション力を強化するプログラムの充実、交換留学や海外留学制度の拡充により、日本人学生を含めたキャンパスの国際性を向上させる。

#### ②優秀な留学生の獲得：九州大学独自の国際ネットワークの活用

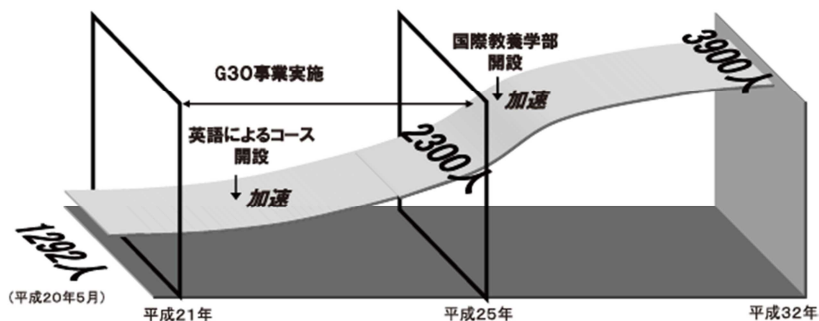
- アジア 6 개국・地域（中国・韓国・台湾・ベトナム・タイ・インドネシア）にオーストラリアとエジプトを加えた受入重点国を設定し、本学が有する海外オフィスの整備・強化により、留学希望者へのプロモーション活動、優秀な学生の発掘、書類審査や面接等により厳正な選抜試験を現地で実施する。また、ベトナム、エジプト等を本事業の海外大学共同利用事務所とし、他大学とも協力して我が国への留学の促進・支援を行う。
- 国際的に活躍する本学の「スター研究者」から成る「国際化 100 人委員会」を設置し、研究者個人のネットワークを通じて、海外有力大学の教授からの推薦などによ

り、全世界から優秀な留学生を獲得する。

- 優秀な学生を継続的に受入れ手厚い教育を行うことにより、留学生受入数の目標として、平成 25 年度までに 2,300 人（1,000 人増）以上、平成 32 年度には現在の 3 倍の 3,900 人に拡大する。
- ③国際水準の教育体制の整備：英語コースの新設・拡充と教員の国際化
- 英語授業のみで学位が取得できるコースとして、学士課程では農学部と工学部で新設するとともに、大学院課程（学府）では全学府で開設する。学部英語コースは全学的な国際教養学部（仮称）に発展させ、留学生と日本人学生が共に高度な教養を学ぶコースにする。
  - 外国人教員については、本学独自の「Distinguished Professor（主幹教授）制度」による国際的に著名な教授の招聘などにより、大幅な増員を行う。
  - 日本人教員の国際化のために、国や研究支援機関の若手研究者海外派遣事業等を活用して教員を海外へ派遣し、海外の大学での教育手法や授業スキルを FD 等により学内に波及させる取組を実施する。
- ④留学生受入環境の整備：大学と地域が一体となった支援の強化
- 渡日後の留学生に対しては、日本語教育を行うとともに、福岡県・福岡市など地域の自治体と定期的な連絡・協議を行い、地域の企業や留学生支援組織との連携を強化して、安全・安心な学業生活を支援する。
  - 統合移転が進む伊都キャンパスに留学生と日本人学生の混住宿舍などを「国際村」として整備し、大学と地域が一体となった受入環境を構築する。
  - 「G30 プロジェクトオフィス」を設け、教員、事務職員、部局の枠を超えた全学実施体制を整備する。
- ⑤卒業後の進路支援：学内外の連携による実効性ある出口支援
- 本学の海外オフィスや留学生同窓会組織を通じた就職支援を行う。
  - 「国際化外部有識者委員会」による国内外での就職広報活動を展開する。
  - 「国際化 100 人委員会」による企業への就職支援や大学・研究機関の研究者ポストへの斡旋を行う。
  - 福岡県・福岡市など九州各県の自治体や地元企業との協力による就職支援を行う。



留学生拡大のシミュレーション





3. 英語による授業のみで学位が取得できるコースの計画

3-1. 一覧表

本事業で開設される英語によるコースと既設のものを下図に示す（開設予定の年度月も示した）。



第1章 九州大学の課題と将来構想

表1. 学部教育のカリキュラム

	科目区分	科目	学年				
			1	2	3	4	
全学科目 (44 単位)	共通コア科目 (4 単位)	異文化との出会い	2				
		現代社会と倫理	2				
	コアセミナー科目 (2 単位)	コアセミナー	2				
	文系コア科目 (6 単位選択)	「技術の哲学」など 5 科目	6	4			
	理系コア科目 (4 単位必修)	「地球の成り立ちと生き立ち」など 2 科目	2	2			
	言語文化科目 (12 単位選択必修)	英語系科目 8 科目	4	8			
		日本語系科目 7 科目	4	6			
	健康・スポーツ科目 (2 単位必修)	健康・スポーツ科学演習	2				
	理系基礎科目 (14 単位選択必修)		「微分積分学・同演習」など数学系 6 科目	9			
			物理系・化学系・生物学計など 5 科目	4	6		
		自然科学総合実験	2				
		図学		2			
		情報処理演習	1				
専攻教育科目 (工学) (80 単位)	工学部共通科目 (コースにより選択指定)	「工業マネジメント」「日本産業論」など 14 科目	8	18	18		
	応用化学 コース	講義科目 (22 単位選択/必修)	「分析化学」など 13 科目	2	14	8	
		演習科目 (12 単位必修)	「応用化学演習 A」など 3 科目		4	8	
		実験科目 (12 単位必修)	「応用化学実験 A」など 3 科目		3	9	
		卒業研究 (12 単位必修)					12
	土木工学 コース	講義科目 (28 単位必修)	「構造力学」など 8 科目		12	16	
		演習・実習科目 (2 単位必修)	環境・都市工学演習・実習			2	
		実験科目 (4 単位必修)	環境・都市工学実験 A・B		2	2	
		卒業研究 (12 単位必修)					12
	機械工学 コース	機械・航空宇宙共通科目 (含実験・演習) (26 単位必修)	「材料力学」など 11 科目	4	6	16	
		機械工学専攻科目 (8 単位必修)	「設計工学」など 4 科目		4	4	
		卒業研究 (12 単位必修)					12
	航空宇宙 工学コース	機械・航空宇宙共通科目 (含実験・演習) (26 単位必修)	「材料力学」など 11 科目	4	6	16	
		航空宇宙工学専攻科目 (8 単位必修)	「航空工学」など 4 科目			8	
		卒業研究 (12 単位必修)					12
		合計 124 単位					
	専攻教育科目 (農学)	テクニカル・コミュニケーション科目 (4 単位必修)	テクニカル・コミュニケーション		2	2	

(80 単位)	チュートリアル科目 (4 単位必修)	チュートリアル科目	2	2	
	共通基礎・特別科目 (40 単位選択必修)	「統計学入門」など 25 科目	22	22	
	専攻講義科目 (6 単位選択必修)	「遺伝・育種学」など 17 科目		34	
	Laboratory 科目 (6 単位必修)	「生物資源環境学」(各配属研究室での科目)	4	2	
	実験・演習科目 (6 単位必修)	生物資源環境学実験・演習 1・2・3		6	
	実習科目 (4 単位必修)	生物資源環境学 1・2	4		
	卒業研究科目 (10 単位必修)	「卒業実験・演習」、「卒業研究」			10
	合計 124 単位				

### 3-2. 教育課程等

#### ①カリキュラムの内容

本事業では 2 学部、17 学府 (大学院) で英語による授業のみで学位が取得できるコースを新設する。各部署はいずれも本学の教育憲章である「人間性の原則」、「社会性の原則」、「国際性の原則」、「専門性の原則」を踏まえた人材養成に基づいてカリキュラムを編成している。

#### 学部

学士課程では工学部と農学部で国際コースを新設する。それぞれ、幅広い教養と倫理、農学または工学に関する基礎知識、および専攻する分野の専門的知識を備えた国際的に活躍できる人材の養成を目的とする。

いずれも秋入学 (10 月) とし、2 学部で合計 170 科目 150 人の教員 (うち 25 人は外国人数員) が参加する。担当の工学・農学研究院教員のほか、言語文化研究院、比較社会文化研究院、留学生センター等の部局教員による 1.5 年の全学教育で、7 科目区分 40 科目を準備する。この中には例えば文系コア科目「東アジアと日本政治」、「アジアの社会と開発」や理系コア科目「アジアの生物環境」など、受入重点国を視野にいたった内容の科目を含む。第 2 学年後期 (春学期) から、工学部・農学部の教員により、より専門性の高い専攻科目の教育を行う。

工学部専攻科目は学部共通の科目と 4 つのコースごとのサブプログラムに区分され、前者では「日本産業論」のように、産業界との連結を配慮した科目も設定している。農学部専攻科目は、テクニカル・コミュニケーション科目やチュートリアル科目など、より高度の汎用的技能の指導と実践的な生物資源産業に対応する科目を設定している。

#### (表 1)

学生には詳細なシラバスを準備し、科目によっては少人数による双方向授業やアクティブ・ラーニングでの授業形式を導入し、またキャンパス間や海外の大学と結んだ

第1章 九州大学の課題と将来構想

遠隔授業も実施する。各専攻での4年間の教育は、「知識・理解」、「汎用的技能」、「態度・志向性」、「統合力・創造的思考力」の学習成果（ラーニング・アウトカムズ）に基づいており（表2）、卒業時には国際共通性のある能力を有した学士としての学位を授与する。

表2. 学部教育での科目区分と学習成果

		知識・理解		汎用的技能					態度・志向性					統合力・創造的思考力
		(1)	(2)	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	
		他文化・異文化に関する知識	人類の文化、社会と自然に関する知識	コミュニケーションスキル	数量的スキル	情報リテラシー	論理的思考力	問題解決力	自己管理能力	チームワーク、リーダーシップ	倫理観	市民としての社会的責任	生涯学習力	
全 学 科 目	共通コア科目													
	コアセミナー													
	文系コア科目													
	理系コア科目													
	言語文化科目													
	健康・スポーツ科学科目													
	理系基礎科目													
農 学 部 専 攻 科 目	テクニカル・コミュニケーション科目													
	チュートリアル科目													
	共通基礎・特別科目													
	専攻科目													
	Laboratory 科目													
	実験・演習科目													
	実習科目													
	卒業研究													
工 学 部	工学部共通科目													
	応 講義科目													

専攻科目	用化学 コース	演習科目																			
		実験科目																			
		卒業研究																			
	土木工学 コース	講義科目																			
		演習・実習科目																			
		実験科目																			
	機械工学 コース	卒業研究																			
		機械・航空宇宙共通科目 (含実験・演習)																			
		機械工学専攻科目																			
	工学 航空宇宙 コース	卒業研究																			
		機械・航空宇宙共通科目 (含実験・演習)																			
		航空宇宙工学専攻科目																			

大学院

大学院は既設の 7 コースに加え、新たに 33 の国際コースを開設する。大学院では、既設の生物資源環境科学府や法科学府での修士課程英語による特別プログラムでのコースワークをモデルとしながら、より専門性の高い教育を行う。

人材養成の目的は各コースで異なるが、いずれも世界の知識基盤社会で活躍する人材を輩出することを基盤に置いている。修士課程では、広い視野に立って清新なる学識を授け、専攻分野における研究能力、あるいはこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする。30 単位を卒業の要件として、講義・実習・セミナー／ワークショップからなるコースワークを開設する。

例えば、経済学府経済工学専攻で開設する「International Graduate Program in Economics」では、秋入学制（10 月）を採用し、初年度に必修科目として経済工学分野に必要なマクロ経済学理論、ミクロ経済学理論、計量経済学等に関し 6 講義科目 12 単位を修得、2 年目には博士後期課程と連携した 13 科目 26 単位のうち 5 科目 10 単位を修得し、修士論文研究 8 単位の合計 30 単位に加え、修士論文を提出する。修士論文は専攻の教員が審査し、修士（経済学）の学位を授与する。（表 3）

表 3. 経済学府経済工学専攻修士課程の International Graduate Program in Economics でのカリキュラム例

科目区分	科目名称	単位数		必修／選択
		M1	M2	
(修士論文研究)	修士論文研究	4	4	必修

第1章 九州大学の課題と将来構想

基本科目 (基礎科目)	Microeconomic Theory I	2		必修
	Microeconomic Theory II	2		必修
	Macroeconomic Theory I	2		必修
	Macroeconomic Theory II	2		必修
	Econometrics I	2		必修
	Econometrics II	2		必修
基本科目 (自由選択科目)	Mathematical Methods for Economic Analysis	2		選択 (博士後期課程連携)
専門科目	Advanced Economic Theory		2	選択 (博士後期課程連携)
	Advanced Econometrics		2	選択 (博士後期課程連携)
	International Macroeconomics		2	選択 (博士後期課程連携)
	Financial Economics		2	選択 (博士後期課程連携)
	Public Economics		2	選択 (博士後期課程連携)

博士後期課程では、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行い、あるいは高度に専門的な業務に従事するために必要な研究能力、及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

例えば、工学分野では、科学技術の多様な発展に対応した課題研究と問題解決能力、先端的な創造性、国際性の重視した教育を実施し、創造性に優れた研究者・技術者を育成する。工学府水素エネルギーシステム専攻博士後期課程を例にとれば、水素技術を活かした低炭素・クリーンエネルギー社会を先導できる国際的な研究者・高度専門職業人の養成を目的とし、海外企業からの客員教員による講義・研究指導を含めた、英語による講究科目やセミナー科目を設けている。

さらに能力開発科目として、外国人留学生に日本企業で実務経験を積ませるインターンシップを導入するなど、特色のある教育国際化を行う。学生は博士後期課程2年次までに10単位以上を修得し、博士論文を提出する。専攻教員は世界的水準に照らして論文を審査し、試問での合格をもって博士(工学)の学位を授与する。

表4. 工学府水素エネルギーシステム専攻博士後期課程のカリキュラム例

科目 区分	授業科目	単位数			備考
		D1	D2	D3	
講 究	Tutorials on Hydrogen System A	4			選択
	Tutorials on Hydrogen System B	4			選択
	Tutorials on Hydrogen System C	4			選択
	Tutorials on Material and Design A	4			選択
	Tutorials on Material and Design B	4			選択

科目	Tutorials on Material and Design C	4		選択
	Tutorials on Thermofluid Engineering	4		選択
	Advanced Hydrogen Energy Engineering	2		必修
	Advanced Clean Energy Engineering	2		選択
	小計 (9 科目)			
セミナー科目	Seminar in Hydrogen System A		2	選択
	Seminar in Hydrogen System B		2	選択
	Seminar in Hydrogen System C		2	選択
	Seminar in Material and Design A		2	選択
	Seminar in Material and Design B		2	選択
	Seminar in Material and Design C		2	選択
	Seminar in Thermofluid Engineering		2	選択
	小計 (7 科目)			
能力開発科目	Project Analysis		2	必修
	International Internship I	2		2 単位 選択
	International Internship II	2		
	Internship		2	必修
	Research Planning		2	
	Training as Supervisor		2	必修
	小計 (6 科目)			
合計 (10 科目以上)				

## ②教員の雇用および教員の質の向上

優秀な外国人教員を恒常的に確保し、日本人教員の海外経験を拡大するため、欧米等海外の協定校と連携し、教員の相互交流を組織的に実施する。フルタイムの新規教員の募集には、Times Higher Education 等研究者向けジャーナル、本学の国際的な研究者で構成される「国際化 100 人委員会」のネットワーク、各分野で国際的に認知されているウェブ上ポータルサイトを活用し、国際的な公募を行う。海外の大学で教育トレーニングを経験した教員は、帰国後、研修での成果を波及させるため、英語による授業スキルプログラムを企画・実施する。この研修プログラムには、5 年間で学内全教員のクリティカル・マスとして 20%にあたる 400 人の教員を受講させる。

## ③成績管理

成績の評点は GPA (グレード・ポイント・アベレージ) 制度を採用する。評価基準を公表し、成績表は国際的に通用性があるフォーマットを採用し、学生の国際的な就職活動に配慮する。なお、剽窃等違反行為の罰則規定、成績へのクレームなどに対す

## 第1章 九州大学の課題と将来構想

るアカデミックヒアリング制度の導入など、学務部や教育国際化推進室により、全学的な成績管理制度を設ける。

### ④教材・教授法開発

遠隔講義システムを拡充し、オンデマンドの英語による教材を準備・開発し、キャンパス横断型の授業等に活用する。授業形態としては、地球規模の多面的な課題について複数の部局教員によるリレー講義、大学での多様な研究についてのオムニバス講義、少人数ゼミによる双方向授業、ファシリテーションによるアクティブラーニングなど、様々な教授法を導入する。また、英語による授業・成績管理に対応したe-ラーニング・システムを新たに設置する。

### ⑤教育改善の計画

「英語によるコース実施会議」が学生による授業評価と教員間の相互チェックの仕組みを組織的に企画・実施し、英語による教育ガイドラインとして取りまとめ、改善に活用する。また、国際化外部有識者委員会では、学外有識者らが知識や経験、社会ニーズ等に基づき、英語による教育全般に対し提言する。

## 4. 留学生の受入計画

### 4-1. 受入重点国

これまでの実績により、本取組における受入重点国として8か国・地域を設定する。それらの国・地域における現在の活動状況は、以下のとおりである。

受入重点国・地域	海外拠点の設置年月日	海外拠点における取組内容
中国	北京事務所 (平成18年4月1日設置)	清華大学、北京大学等が集積する地区内に北京事務所を設置、本学の同窓生(中国農業科学院勤務)を所長とし、留学生公募、中国からの留学生のスクリーニング、TV会議システムを用いた面接、卒業生による同窓会の組織化などを実施する。
	上海事務所 (平成21年4月1日設置)	上海市内に事務所を設置している。中国における産学連携の調整機能のほか、上海近郊からの留学希望者への受入促進業務を実施する。
韓国	ソウル大学校内ブランチオフィス (平成16年10月1日設置)	特任教授を2名配置し、日本からの派遣学生のケア、本学への留学促進のための広報等を実施している。今後、韓国同窓会と連携し優秀な留学生獲得のためのネットワークづくりを行う。
	マヒドン大学内ブランチオフィス (平成19年11月26日設置)	バンコク市郊外に位置するマヒドン大学構内にブランチオフィスを設置。強い連携協力関係にある同大学との共同プログラム等の実施時に、教員・事務職員が扱



<p>タイ</p>	<p>カセサート大学 IPAAE*1 リエゾンオフィス (平成 21 年 2 月 1 日設置)</p> <p>チェンマイ大学 IPAAE リエゾンオフィス (平成 21 年 2 月 1 日設置)</p>	<p>点として現地の教育研究活動に利用しており、同大学を中心とした学生募集の拠点としても活用する。</p> <p>カセサート大学構内に「アジア農学国際教育プラットフォーム (IPAAE)」プロジェクトのリエゾンオフィスとして設置・利用。TV 会議システムを整備済み。カセサート大学の協力により担当者を配置し、タイ南部の学生募集の拠点としても活用する。</p> <p>チェンマイ大学構内に「アジア農学国際教育プラットフォーム (IPAAE)」プロジェクトのリエゾンオフィスとして設置・利用。TV 会議システムを整備済み。チェンマイ大学の協力により担当者を配置し、タイ北部からの学生募集の拠点としても活用する。</p>
<p>台湾</p>	<p>台湾オフィス (平成 21 年度設置予定)</p>	<p>台北及びその近郊に設置する。台湾における同窓生ネットワークを利用し、多くの留学生確保のための活動を行う。</p>
<p>ベトナム</p>	<p>ベトナム海外事務所 (平成 15 年 4 月 1 日設置)</p>	<p>ハノイ市の文教地区に事務所を設置。ベトナム人スタッフが常勤し、本学や他大学の研究者の訪越時アレンジ、現地研究者の訪日時のアレンジ等を行い、留学希望者への現地面接等の活動を実施する。</p>
<p>インドネシア</p>	<p>ガジャマダ大学内ブランコオフィス (平成 17 年 8 月 1 日設置)</p>	<p>ジョグジャカルタ市に位置するガジャマダ大学内にブランコオフィスを設置し、共同プロジェクトと同窓会組織の拠点となっている。優秀な留学生獲得拡大のために同窓生を配置する。</p>
<p>エジプト</p>	<p>カイロオフィス (平成 21 年度設置予定)</p>	<p>本学のエジプト人同窓生を配置しカイロ市内に設置する。エジプトの大学及び研究機関とのネットワークを通じた留学生拡大のための施策を実施する。</p>
<p>オーストラリア</p>	<p>ブリスベンオフィス (平成 23 年度設置予定)</p>	<p>現在、交流協定を通じた学生の交換留学を実施しており、オフィス設置後は、広報活動を行うとともに、各州毎に実施する UAI (大学入試指標) 等についての情報収集を行い、留学生増加のための基盤を構築する。</p>

\*1 文部科学省平成 20 年度大学教育の国際化加速プログラム (国際共同・連携支援 (総合戦略型)) で採択されたプロジェクト

#### 4-2. 受入重点国別受入計画

特に英語による授業のみで学位が取得可能なコースを拡充するに当たり、受入重点

## 第1章 九州大学の課題と将来構想

国別に以下のような受入計画を推進する。

中国 579人(20年度) 730人(22年度) 900人(25年度) 1,600人(32年度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・拠点事務所を活用し、中国の大学入学統一試験の成績等を利用したスクリーニングを強化する。優秀な学部留学生確保を目指した選抜法を確立する。</li> <li>・拠点事務所を活用による「中国国家建設高水平大学公派研究生項目」による博士号取得希望者の積極的な受入を行う。</li> <li>・共同学位プログラムを開発する。</li> <li>・日本国内産業への就職支援プログラム等、産学連携人材を養成する。</li> <li>・「アジア人財資金構想」事業への留学生を増加させる。</li> </ul>
韓国 209人(20年度) 240人(22年度) 300人(25年度) 780人(32年度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ソウル大学校等有力な協定校との連携を通じ、優秀な学生を選抜し質的な充実を目指す。</li> <li>・主要な高校で説明会を開催するとともに、日本留学試験を積極的に活用し、学部英語コースへ優秀な入学者を集める。</li> <li>・日本国内産業への就職支援プログラム等、産学連携人材を養成する。</li> <li>・「アジア人財資金構想」事業への留学生を増加させる。</li> </ul>
インドネシア 58人(20年度) 65人(22年度) 90人(25年度) 180人(32年度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協定校との連携により、留学生数を増大させる</li> <li>・AUN/SEED-Net<sup>*1</sup>等の枠組みを活用しつつ、高度技術者・研究者の育成を目指す。</li> <li>・インドネシア政府奨学金による留学生を獲得する。</li> <li>・主要な高校で説明会を開催するとともに、日本留学試験を積極的に活用し、学部英語コースへ優秀な入学者を集める。</li> </ul>
台湾 36人(20年度) 40人(22年度) 70人(25年度) 120人(32年度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協定校との連携により、留学生数を増大させる</li> <li>・主要な高校で説明会を開催するとともに、日本留学試験を積極的に活用し、学部英語コースへ優秀な入学者を集める。</li> <li>・日本企業への就職支援プログラム等、産学連携人材を養成する。</li> </ul>
ベトナム 29人(20年度) 35人(22年度) 50人(25年度) 110人(32年度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協定校との連携により、留学生数を増大させる</li> <li>・主要な高校で説明会を開催するとともに、日本留学試験を積極的に活用し、学部英語コースへ優秀な入学者を集める。</li> <li>・ベトナム政府奨学金による留学生を獲得する。</li> <li>・JICA (JDS) プログラムによる留学生を獲得する。</li> </ul>
エジプト 24人(20年度) 30人(22年度) 50人(25年度) 100人(32年度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日・エジプト工科大学 (E-JUST) <sup>*2</sup> に常駐する本学教員により若手研究者の育成を行うとともに、特に優秀な学生を留学生として受け入れる。</li> <li>・エジプト政府奨学金による留学生を獲得する。</li> </ul>
タイ 19人(20年度) 25人(22年度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・チュラロンコン大学、マヒドン大学を始め、有力協定校との強い連携を利用し、優秀な多くの留学生を受け入れる。チュラロンコン大学の間では、ダブルディグリー (工学修士) プログラムも実施す</li> </ul>

50 人（25 年度） 100 人（32 年度）	<p>る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主要な高校で説明会を開催するとともに、日本留学試験を積極的に活用し、学部英語コースへ優秀な入学者を集める。</li> <li>・短期留学プログラムへの受入数を増加させる。</li> <li>・タイ司法府との協定に基づき裁判官研修（修士プログラム）を実施する。</li> </ul>
オーストラリア 1 人（20 年度） 3 人（22 年度） 10 人（25 年度） 30 人（32 年度）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交流協定校であるオーストラリア国立大学、クイーンズランド大学、シドニー大学等との連携について、海外オフィスを通じた情報収集、当該大学と協力して研究を行っている教員、派遣経験のある大学院生、学生等から情報の収集や、在福岡オーストラリア総領事館と連携するなどして交換留学を充実するとともに、新たな協定校の増、短期留学プログラムの活用などにより留学生を増加する。</li> </ul>

\*1 平成 11 年のアセアン+3 会議で提唱された高等工学教育分野の人材養成への支援計画から発展し、平成 13 年に各国を代表する 19 大学と九州大学を含む 11 の日本の支援大学の協力の下に形成された高等工学教育の人材養成ネットワーク。九州大学は日本側基幹大学として地質工学分野の支援を行っている。

\*2 日本政府の協力により、エジプトで工学教育・研究分野の国立科学技術大学を設立する構想。中東及びアラブ世界での同分野の中核的拠点を目指す。

#### 4-3. 海外共同利用事務所

九州大学では、我が国全体の情報提供等を行う「海外共同利用事務所」としてエジプトのカイロにオフィスを設置することとなった。すでに、九州大学は、日・エジプト科学技術大学（E - JUST）に関する国内支援大学コンソーシアムの総括幹事大学を早稲田大学とともに務めている。E - JUST では私立大学も含めた日本の 12 大学の総力によって、新設大学のグランドデザイン形成から教育・研究、組織運営まで包括的な支援を行うこととなっている。

本事業での海外共同利用事務所の設置計画は以下のとおりである。

海外大学共同 利用事務所の名称	設置国・ 都市名	教職員の配置	施設・設備の概要
エジプト大学共同 利用事務所	エジプト・ カイロ	九州大学の帰国留学生を所長として配置予定。候補者は、日・エジプト科学技術大学（E - JUST）プロジェクトメンバーであり、日本留学帰国者同窓会を組織する一員でもある。	カイロ市内に平成 21 年度に設置予定。PC、TV 会議システム等を整備し、入学審査面接が実施可能。

オールジャパンでの留学生増加を図るため、日本の 12 大学のネットワークとすでに現地において組織されている「日本留学帰国者同窓会」を連携させる。

##### ①情報の収集・分析

## 第1章 九州大学の課題と将来構想

高等学校に関する情報、エジプトでの大学入試に関する情報、エジプトの大学・研究機関に関する情報等を収集し、日本の大学が必要とするエジプトの高等教育情報を収集する。また、周辺諸国（中東・アフリカ地域）の高等教育研究に関する情報も収集する。また、収集した情報を分析し、日本留学生数増加のための提言を行う。

### ②大学説明会

日本の大学説明会の企画と実施、日本の各大学情報・入試情報等の提供を行う。

### ③アドミッション

入試・面接等の会場手配、TV会議システムを利用した入学審査面接を実施する。

### ④渡日前オリエンテーション

日本へ留学が決まった学生への渡日前オリエンテーションを実施し、来日後のスムーズな修学を支援する。

### ⑤現地海外研修の調整

エジプトで実施される日本の大学の海外教育プログラム等に関し調整を行う。

### ⑥共同研究等の支援

大学間共同研究シンポジウムを開催するなど、連携の調整を行う。

### ⑦在エジプト関連機関との連携

日本留学を促進させるため、日・エジプト科学技術大学（E-JUST）を中心とした高等教育ネットワークやすでに九州大学との交流を持つカイロ大学文学部日本語・日本文学科、日本語教育で定評のあるアイン・シャムス大学外国語学部日本語学科等と連携する。

### ⑧日本語・日本文化セミナー等の実施

日本の大学による、高校生、大学生、学生の保護者、一般社会人を対象とした日本語、日本文化セミナー実施のための調整・準備を行う。

### ⑨日本留学生同窓会

すでに組織されている「日本留学帰国者同窓会」のとりまとめ、組織強化を行い、ネットワークを活用したエジプト各地での情報収集・発信活動を行う。



## 5. 日本への留学を促進し、質の高い学生を確保するための方策

### 5-1. 人材育成の理念と実現の方法

本学の専門科目の修得をはじめ、日本語や日本文化理解など教養科目の修得を通じて、真の日本理解に基づいた国際的な人材を育成することを理念とする。また、産業界や国際機関等で活躍する外部有識者から成る「国際化外部有識者委員会」を設置し、質の高い留学生を確保するための方策や期待される留学生像について取りまとめ、本学の教育に反映させる。

### 5-2. 教育国際化推進室における留学生確保の取り組み

- ①各国別の高等教育の現状、アドミッションの方法を調査し、各国の入学試験成績等の活用による新たな選抜の仕組みを構築するとともに、海外でのリクルート、広報活動を支援するため、各部局と連携する。
- ②学内外の、ダブルディグリーや国際教育プログラムの優れた実践を集約するとともに、各部局へ周知するシステムを構築し、国際連携教育プログラムを拡大する。

### 5-3. 協定校との連携、海外オフィスの業務拡充

#### ①協定校との連携

単位互換システムの整備、協定校からの学部3年次編入学を拡充する。デジタル映像、デザイン、アニメ、日本語などを核とする新たな魅力ある短期プログラムを設置し、特に欧米における留学層を掘り起こす。

#### ②海外オフィスの活用

TV 会議システム等を拡充配備し、海外における入学試験を拡大する。学士課程留学生募集に際し、各地域の有力高校における説明会開催など、高校や教育関連部署

## 第1章 九州大学の課題と将来構想

とのネットワークを構築する。

### 5-4. 全学的取り組み

- ①各部局（学部・大学院）において、1週間から数週間の短期プログラムを展開し、これらのプログラム参加者の大学院等へのリピーター入学者を増やす。
  - ②情報収集や調査等（留学生データベースの整備）を通して、優秀な留学生の出身大学・高校を調査するとともに、今後、そうした大学や高校に対して、集中的に学生募集活動を行う。
  - ③英語コースの設定により本学全体の秋入学枠を拡大する。
  - ④書類選考、推薦制度、遠隔・現地面接による段階的選抜システムを取り入れるとともに、選考基準の一部として、学部入学志望者にはEJU（「日本留学試験」）<sup>\*1</sup>、AP（Advanced Placement Exam）<sup>\*2</sup>、及びSAT（Scholastic Aptitude Test）<sup>\*3</sup>サブジェクトテストなどを活用し、優秀な学生を確保。
- <sup>\*1</sup> 日本への外国人留学生として、大学（学部）等に入学を希望する者について、日本の大学等で必要とする日本語力及び基礎学力の評価を行うことを目的に日本学生支援機構（JASSO）が実施する試験。6月と11月の年2回、日本国内とアジアを中心とした13か国・地域16都市で実施されている。
- <sup>\*2</sup> 主にアメリカ合衆国で高校在学中に大学の単位を取得することができる試験制度。高得点をとれば大学の単位として認められ、成績優秀者は大学の1年次を免除される場合もある。
- <sup>\*3</sup> アメリカ合衆国で高校生が大学に進学する際に受験する共通テストの制度。
- ⑤既に一部の学府で採用されているオンライン・アプリケーションを汎用化し、これまで教員個人のアベイラビリティによっては、採用が困難であった優秀な学生を組織的に獲得できるようにする。
  - ⑥「国際化100人委員会」ネットワークを利用して、海外の研究者からの推薦により優秀な学生を確保する。
  - ⑦10年以上の英語コースの実績を有する学府では、本国において閣僚を輩出するなど、大きな成果を挙げ、幅広いネットワークを構築しており、このネットワークを活用して、優秀な学生を確保する。
  - ⑧九州大学に留学歴を持つ人材を学内で積極的に採用する。学生にとっては、経済的なメリットとともに、愛校心の涵養につながる。大学にとっては、将来的なネットワークの強化につながるとともに、広報活動の一環ともなり、相乗効果が見込める。

### 5-5. 短期留学プログラムの拡充

- ①「教育国際化推進室」を中心として、APAIE（Asia-Pacific Association of International Education）<sup>\*1</sup>、NAFSA（Association of International Educators）<sup>\*2</sup>、WUN（Worldwide University Network）<sup>\*3</sup>等の国際教育ネットワークの活用や民

間の市場調査会社の利用等により「留学生本位」の留学プログラム（例えば「リカレント教育」の一形態としての海外短期留学）を企画・実施する。

- ②卒業要件として、海外留学を課す海外の大学が増加していることを踏まえ、内容、時期や期間など、留学ニーズに応えるプログラムを開発して留学生受入数を増加する。
- \*1 アジア太平洋地域の大学の国際教育担当者が交流できる場を提供することを目的に平成 17 年 3 月に設立された連盟。本学は平成 20 年に加盟。
- \*2 アメリカ合衆国を拠点とし、国際教育交流を推進する目的で設立された非営利団体。会員制度により運営され、世界 150 か国、3,500 以上の教育機関や団体、政府機関、民間企業などに所属する約 10,000 人の教員や職員、専門家などにより構成されている。国際教育に携わる人々の専門性の向上や能力開発、会員同士の情報交換やネットワーク、留学生交流の推進や政策への提言、海外留学アドバイザー向けの助成金の授与などの活動を行っている。
- \*3 イギリス、ノルウェー、カナダ、アメリカ、オーストラリア、オランダ、中国の 7 か国 18 大学で構成された研究・教育交流を目的とするネットワーク。

## 6. 日本での生活に対する支援

### 6-1. 生活支援

#### ①大学と地域が一体となった留学生支援の強化

九州大学は、「アジアで最も魅力的な街」に選ばれた福岡における留学生支援組織の主幹大学として、福岡地域留学生交流推進協議会会長、福岡県留学生サポートセンター運営協議会副会長（会長は県知事）を務めるなど、地域の産・学・官・民による留学生支援の組織化をリードしており、アジアに開かれた国際都市福岡の地の利と、大学と地域が一体となった総合的な支援体制を活かして、様々な支援策を拡充・強化する。福岡県は地域が一体となって留学生を支援するための「福岡県留学生サポートセンター」（本学職員が出向）を設けるとともに、福岡市は(財)福岡国際交流協会の「レインボープラザ」での外国人相談窓口や外国語 FM 放送等による各種情報提供を展開しており、地域を挙げて、奨学金給付事業、アルバイト斡旋や就職支援など強力に留学生を支援する。民間レベルでも、地元企業や民間ボランティア組織による国際交流・留学生支援活動との連携を強化する。

#### ②外国人留学生・研究者サポートセンターの設置による支援強化

九州大学では、本年、留学生及び外国人教員・研究者に対する支援のワンストップ・サービス窓口として「外国人留学生・研究者サポートセンター」を設置した。本センターでは、渡日のための諸手続き、渡日時の出迎えや案内、住居の斡旋、学内外における各種手続きの支援、生活相談等を、学内各部局や学外関係機関と連携

## 第1章 九州大学の課題と将来構想

して実施する。特に、福岡県留学生サポートセンターなど地域の留学生支援機関と連携して、住居斡旋、アルバイト斡旋、就職支援のほか、市民との交流やイベント等の情報提供も行う。

### ③留学生生活支援の充実

#### (a) 学内における支援体制の拡充

- ・チューター、日本語会話パートナー、宿舎サポーター、留学生支援ボランティアサークル等、日本人学生や九州大学留学生会などの先輩留学生による生活、修学、日本語学習、心身の健康にわたる支援活動を大学として組織的に支援するため「国際化学生委員会」を新たに設置するなど体制を拡充する。
- ・附属病院や健康科学センター、留学生センターと連携して、カウンセリングや医療など、心身の健康維持管理体制を整備する。

#### (b) 伊都地区新キャンパス周辺での支援体制

統合移転が進む伊都地区新キャンパス周辺において、(財)九州大学学術研究都市推進機構を通じた地域の自治体、企業、地元住民との連携により、留学生の生活支援を拡充・強化する。例えば、新キャンパス周辺の農家が新鮮で安価な野菜など農産物を販売する定期市を宿舎（国際村）周辺で開いていて留学生にも好評であるなど、こうした交流・支援活動の規模や回数を拡充する。

#### (c) ホームページを利用した情報提供

学内のみならず学外の国際交流・留学生支援組織と連携して、英語をはじめ各種言語によるホームページ、メール配信により、様々な生活支援情報を提供する。

### ④宿舎の整備

#### (a) 伊都地区新キャンパスでの宿舎整備

伊都地区新キャンパス周辺の「国際村」整備の一環として、既存の留学生宿舎（ドミトリー）に加えて、留学生と日本人学生の混住宿舎 582 室を新たに建設する。また、周辺自治体による補助金等を利用した新たな宿舎建設、キャンパス周辺への学生宿舎（マンション等）の誘致、民間との連携により指定寮を拡充する。

#### (b) 既存宿舎の整備

九州大学が有する既存の国際交流会館（香椎浜）や外国人研究者宿泊施設（馬出）について、室内の改修やインターネット環境の充実などの居住環境の改善整備を行う。

#### (c) 民間寮の活用

使われなくなった民間寮や、予備校や企業の寮を利用するなど、新たな宿舎を開拓している。

### ⑤学内文書の英語化

既に、留学生・外国人研究者向けにホームページによる情報提供、各種掲示や通



知文書の英語化を行っているが、更に、留学生も雇用・活用しながら、学内の標識・掲示物、各種文書の英語・各種外国語化など、英語による事務対応を強化する。

## 6-2. 経済的支援

### ①奨学金による支援

#### (a) 大学独自の奨学金制度の拡充

現在行っている八十周年記念事業の国際学術交流基金による奨学金制度に加えて、平成 23 年の創立百周年記念事業として設立する九州大学基金（仮称）により、大学独自の奨学金制度を継続・拡充する。

#### (b) 学外からの奨学金支援の獲得

既に多くの留学生に奨学金を給付している福岡県、福岡市や地域の奨学財団等に働きかけ、支給額や支給枠の拡充や新たな奨学金開拓を行う。また、奨学金情報を学内に広く周知するなど、外部の奨学金獲得の促進・支援・機会拡大を組織的に行う。

### ②その他の経済的支援

大学間交流協定やこれに準ずるものによる留学生のうち総長が認める者の授業料、入学料、検定料を不徴収とする、この制度を活用した優秀な留学生の獲得と受入を拡大する。

## 6-3. 修学に対する支援

### ①日本語教育・日本文化学習機会の充実

留学生センターでは、常勤・非常勤合わせて 20 人の教員が、年間延べ約 800 人の留学生を対象に 8 段階に細分化されたレベルを設定してきめ細かい日本語教育を行うとともに、優れた日本語教育研究も行っている。ソウル大学やマヒドン大学の学生を対象とする 1 か月の日本語・日本事情コースも好評であり、日本への適応だけでなく、日本企業への就職も視野に入れた質の高い日本語・日本事情の学習機会を提供している。今後これを拡充し、日本人学生への語学教育を含めた全学体制で留学生交流を支援する教育システムを構築する。また、学外でも、福岡県が留学生を対象とした日本文化塾を開催するなど地域の自治体や留学生支援組織が様々な日本文化や生活に触れる機会を提供しており、大学と地域が一体となって留学生の日本理解を支援する。

### ②修学支援の充実

日本人学生や先輩留学生のチューター、留学生支援サークル、日本語会話パートナー、TA 等による修学面のサポートをより組織化・機能化していく。特に、新設する英語による学士課程には、日本人学生・先輩留学生による TA を措置し、細やかな修学上の支援を行うとともに、年次ごとにクラス担任に当たる教員（コーディネーター）を配し、修学指導・生活支援に万全を期す。

## 第1章 九州大学の課題と将来構想

### 6-4. 留学生に対する就職支援

本学の就職相談員を講師として、日本企業への就職に必要な基礎知識修得を目的とするガイダンスの実施を拡充する。また、福岡経済同友会と連携して、企業経営者による出前講義により、留学生に日本企業のトップの声を聞かせる機会を提供していく。平成20年度から行っている経済産業省と文部科学省によるアジア人財資金構想で培った企業コンソーシアムとの連携を活用し、様々な規模の企業等が参加する「産学官コンソーシアム運営協議会」を組織して、インターンシップや就職支援を強力に実施する。また、「国際化100人委員会」による企業への就職支援や大学・研究機関の研究者ポストへの斡旋を行う。

### 7. 中期計画等における大学の国際化の位置付けと構想の関係

本学は、研究・教育・社会連携・国際連携の4つの使命活動分野において、「新科学領域への展開」と「アジア指向」を二本柱とし、そのため評価に基づき「戦略的研究費」、「研究スペースの整備」、「人的資源の重点配備」、「研究・教育時間の確保」の4つの支援を行ってきた。これは「4+2+4アクションプラン」として、世界的研究・教育拠点を実現するための大学の戦略的な指針となっている。

この枠組みの下で、来年度からの第二期中期目標において、次の目標を掲げる。

- ①世界的教育・研究拠点にふさわしい学術研究活動を促進する研究体制を強化
- ②世界的研究・教育拠点として教育の国際化を推進
- ③世界的研究・教育拠点として質の高い学生の海外留学と留学生受入れを促進

これらを実現する中期計画として以下を策定する。

- ①優秀な外国人教員・研究者の受入を一層促進
- ②国際連携教育を推進／カリキュラムの国際化を推進
- ③外国の大学への留学を促進／留学生の受入において質と量の双方の充実

本学の国際化拠点整備事業（G30）はこれらの戦略・目標・計画を具現化・加速化するものであり、我が国を代表する世界的拠点大学としての地位を確立する上で、本学における事業実施の価値と重要性は極めて高い。

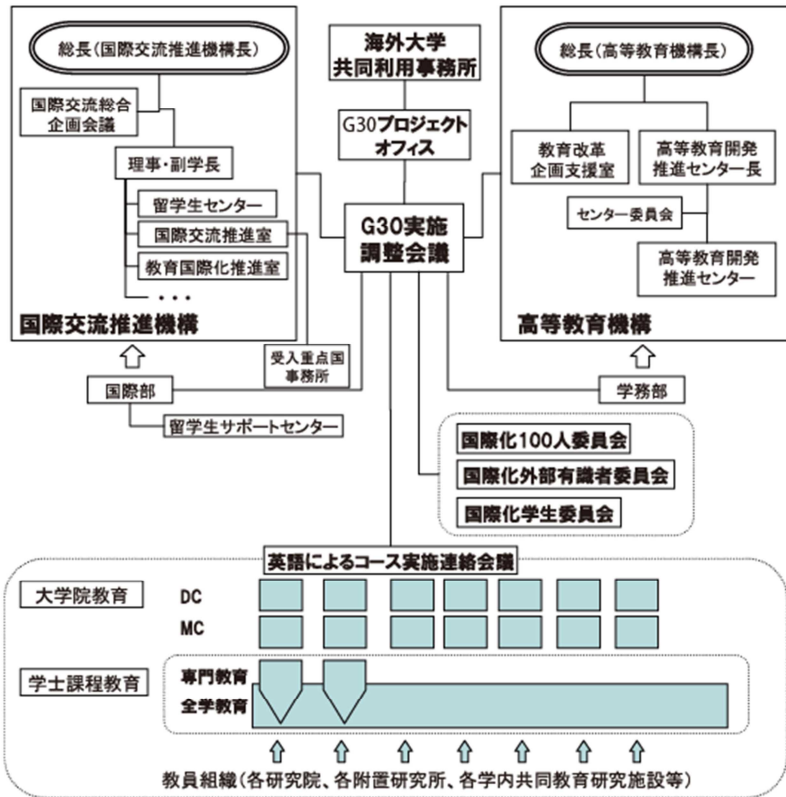
## 8. 大学の国際化

### 8-1. 全学的な組織体制

これまで本学では大学の国際展開を担う国際交流推進機構と、学内教育機能の改善・向上を担う高等教育機構がそれぞれの役割を果たしてきた。本事業では両機能が密接な連携を保ちつつ大学教育国際化の拠点形成を推進する。本事業の実施にあたり、各要素を統合・調整し、教職員の国際的展開・教育の実践および事務機能の戦略的推進を図るG30実施調整会議を設置する。

この会議の下に G30 プロジェクトオフィスを設け、国際交流推進機構の教育国際化推進室と緊密に連携しつつ、本事業に特化した学内各局との連絡や企画調整を機能的に行う。さらに、英語による新規プログラムを円滑に運営し、関連部局の連携、プログラム相互の単位互換、教育の質の向上を図るために英語によるコース実施連絡会議を設ける。

なお、九州大学の優れた教員らが有する国際ネットワークを通じて、優秀な留学生の確保に活用するための国際化 100 人委員会、教育の質の向上のために外部の有識者による提言の場としての国際化有識者委員会、学内日本人学生と留学生との組織的交流促進を学生らが行う国際化学生委員会など、本事業で質の高い成果を上げるための仕組みも新たに設ける。



8-2. 評価体制

## 第1章 九州大学の課題と将来構想

事業に対する評価は、外部委員を中心に戦略的な事業計画立案のための支援を行う国際交流総合企画会議が担い、総長へ報告する。本会議は駐福岡アメリカ領事館、日本学生機構、福岡県留学生サポートセンター、留学生の受け入れ実績のある民間企業などから構成され、これまで学内の国際交流に助言等を行ってきた。本事業ではこの会議を評価機関として位置付ける。また、ここでの評価は、各部署へフィードバックし、全学的な取り組みへと反映させる。

### 8-3. 事務体制の国際化

短期的には、留学生や外国人教員が著しく増加する部局事務に対して集中的な英語研修を実施する。また、英語対応のテクニカル・スタッフを配置し、留学生・外国人教員と事務とのコミュニケーションを向上させる。中期的には、英語事務ハンドブック等のマニュアルを整備し、英語による事務処理を円滑に行う。長期的には現行の事務体制国際化をさらに強化し、事務職員のための TOEIC 等対策により英語検定の有資格者を増加させる一方、英語能力を有する事務職員や外国人職員の雇用を促進し、平成 32 年度における外国人留学生 3,900 人・外国人教員 350 人の目標達成に向けて体制を強化する。

### 8-4. 外国人教員の日本での活動支援

渡日時の受け入れ業務は学内の外国人留学生・研究者サポートセンターが支援し、ワンストップ・サービスを提供するとともに、留学生と同様に外国人研究者向けの宿舍整備を行う。また、宿舍の確保、生活情報の提供、子弟の日本での教育支援等についても福岡県・市や国際交流団体（福岡国際交流協会による外国人無料相談等）など、地域と一体になって、組織的に支援する。学内文書の英語化や英語対応可能なスタッフ増によっても、その教育研究活動を支える。

### 8-5. 海外経験のある日本人教員

海外の教育機関で学位を取得した人材（平成 21 年 5 月現在 58 名）を積極的に採用していくとともに、退職教授等の雇用により、教員が長期に海外での教育研究に参加できる環境整備を行うなど、全学的に国際化を後押しする。

## 9. 日本人学生の海外派遣に向けた取組の計画

### 9-1. 大学間／部局間交流協定に基づく交換留学の促進

学生の留学意欲を高める環境を整備するとともに、大学間／部局間交流協定校を増設し、交換留学生派遣者数を平成 32 年度末までに 400 人に増加させる。具体的には以下のような取組を行う。

- ①部局間学生交流協定による大学院生の交換留学者数増加のため、教員からの推薦に基づく交換留学制度の広報を強化し、申請件数を増加させる。
- ②単位互換制度を整備し、留年することなく標準年限で卒業できるようにする。

- ③TOEFL 受験準備教育を充実させる。
- ④単位互換を推奨するアジア学生交流プログラム (ASEP) による留学者数を増加させる。
- ⑤新たな奨学金基金を創設し、派遣留学者の財政支援制度を拡充する。
- ⑥21 世紀プログラム学生の海外留学者数を増加させる。
- ⑦様々な派遣国の多様な留学の形態に応じた教育プログラムを充実させる。

#### 9-2. 海外大学と連携した学位取得プログラムの開発・実施

- ①経済学府が、平成 21 年度から開始する中国人民大学経済学院との修士課程ダブルディグリープログラムにより、留学者数を増加させる。
- ②総合理工学府先端エネルギー理工学専攻が、プロバンス大学と平成 20 年度から実施している博士号のツインドクタープログラムにより、留学者数を増加させる。
- ③工学府ではチュラロンコン大学、及びルンド大学との修士課程ダブルディグリープログラムを開始する。
- ④生物資源環境科学府では日本 (九州大学・神戸大学・東京農工大学)、ドイツ (ホーエンハイム大学)、タイ (カセサート大学・チェンマイ大学) の 3 か国の大学で構成する国際共同教育プラットフォーム内での、ダブルディグリープログラムを実施する。
- ⑤法学府ではレウヴェン・カトリック大学及びチュラロンコン大学との修士課程ダブルディグリープログラムを実施する。また、政治・経済・文化の EU—東アジア比較のエラスムス・ムンドゥス・マスタープログラムを EU6 大学、清華大学及びソウル大学校と実施する。(九州大学は法学トラックを担当)
- ⑥平成 32 年度末までに、全学府においてダブルディグリープログラムを実施する。

#### 9-3. 海外大学との連携プログラムの拡充

現在実施している連携プログラムによる学生交流、及びグローバル COE による博士課程学生の海外派遣制度を拡充することにより、九州大学学生の海外留学者数を増加させる。部局毎の国際教育連携を強化し、各部局においてネットワークを活用した新規連携プログラムを増加させる。ASEAN 地域の大学との連携短期留学プログラムで、平成 20 年度マヒドン大学 (タイ) と実施した、ASEAN in Today's World の連携を拡大し、ASEAN 各国で実施する。

#### 9-4. 短期海外研修プログラムの拡充

現行の短期海外研修への参加者数を増加させ、併せて、TOEFL 試験対策研修などの新規プログラムを実施することにより、九州大学学生の海外留学意欲を向上させる。部局または研究室単位の短期留学プログラム (1~2 週間のセミナーを含む) を実施し、学生の受入れと派遣の双方を活性化させる。

#### 9-5. 情報提供の拡充

## 第1章 九州大学の課題と将来構想

- ①メールマガジン登録者数を増加させるとともに、留学情報誌の発行、説明会の開催などにより、情報伝達的手段と方法を改善し、留学情報が全学生に効果的に伝達される環境を整備する。
- ②留学情報室を設置し、九州大学学生が必要とする情報をワンストップで収集できる環境を整備する。
- ③留学情報と外国語情報をリンクさせた『外国語のすすめ』の内容を充実させ、学生の海外留学意欲を向上させる。

### 9-6. ダブルディグリープログラムの開発実績に基づく情報の集約化とFDの実施

教育国際化推進室でダブルディグリープログラムの優れた実践を集約し、情報発信することにより、新規ダブルディグリープログラム開発がスムーズに行えるようサポートする。全部局でのダブルディグリープログラム実施を実現するため、実績を基に国際化推進を目的とするFDを全部局で実施する。

### 9-7. 国内の優秀な高校生の獲得

日本人学生の海外派遣者を増やし、英語による教育の実効性を高めるため、国内の優秀な高校生を獲得する。具体的には、大学入試説明会やオープンキャンパス、教員による出前講義などを通じて、本学の国際戦略や留学制度の魅力について、高校生に直接語る機会を拡充する。また、文部科学省が実施するSSH（スーパーサイエンスハイスクール）事業など、高校生が国内外の大学の研究室において最先端の科学技術に触れたり、科学英語を聴講したりする取組を参考にしたり、本学理学部が行う数学、物理学、化学、生物学などに秀でた高校生を選抜し、少人数セミナー形式の大学レベルの講義や実験を行う「未来の科学者養成講座」の成果などを参考に高大連携や接続の改善を進める。

## 10. その他の国際化への取組

### 10-1. 英語によるコース以外の国際的な教育の展開

#### ①英語による日本語・日本文化教育の海外展開

潜在的日本留学希望者を発掘し、日本留学者を増加させるため、海外の高校生、大学生、社会人を対象として、英語による日本語教育と日本の伝統文化とサブカルチャーを含む現代文化に触れる短期コースやセミナー等を海外で開催する。

#### ②ASEAN との教育連携の促進

ASEAN 諸国の大学及び ASEAN 事務局と連携した教育プログラムを展開し、ASEAN+3 諸国からアジアのリーダーとなる人材を輩出する。併せて日本人学生の国際コミュニティへの参加意欲を向上させる。

#### ③アジア学長会議のネットワークの活用

アジア学長会議の枠組みでの連携プログラム(共同プログラム、若手研究者交流、

学生交流等)を開発し、アジアの大学全体の国際化に寄与する。また、大学職員の国際業務に関する企画・実施能力を向上させるための研修を共同で実施する。平成 16 年度にアジア学長会議と並行して開催した「参加大学の学長と国内外の高校生・大学生との対話集会」を、創立百周年を迎える 23 年度に規模を拡大して開催する。国内外の学究心に富む有為な若者の留学意欲を高めると同時に、海外の優秀な学生の日本留学を促進するため、九州大学を含む世界トップレベルの大学の研究と教育を知る機会を提供する。

④日本人学生への語学教育の充実

日本人学生の国際性や語学力向上は、教育国際化の主要要素であり、既存組織の改組、新組織立上げをも視野に入れた、効果的効率的な語学教育等の体制構築を推進する。

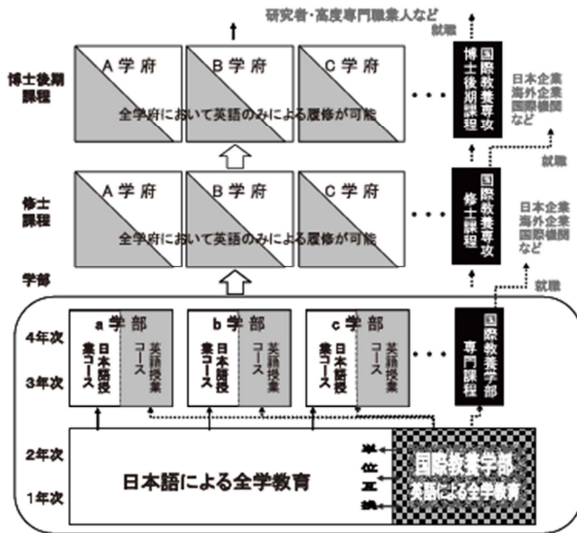
10-2. 国際教養学部設置

本事業が終了するまでに、全学レベルで英語による教育の基盤整備が完了する。すなわち、教員の英語による授業スキルの向上、外国人教員の配置、国外のアドミッションシステムの確立、事務機能の国際化等がすべての部局で行われる。これにより外国人留学生のさらなる増加への対応が可能となる。また、5 年後には本学の伊都新キャンパスへの移転整備事業が更に進展する。

このため、国際的な教育の拠点化を更に加速し、世界に開かれた大学を具現化するために、本事業の次の段階として「国際教養学部(仮称)」の設置を計画している。この構想では、本

学の研究院—学部—大学院—学部構造の利点を活かしつつ、本事業で培った教育の国際的通用性を向上させる知識と経験をもとに、全学部横断的に留学生と日本人学生が共に英語で教養教育を学ぶ。

具体的な制度設計については本事業期間中に



## 第1章 九州大学の課題と将来構想

構想を練り上げ、知識基盤社会に対応する世界的研究・教育拠点大学として、留学生30万人計画の目標の平成32年度までの実現に寄与する。

### 11. 達成目標

事項	現状 <sup>*1</sup>	平成22年度末	平成25年度末	平成32年度末
留学生数 (A)	1,292	1,500	2,300	3,900
うち博士課程在籍者	468	500	600	800
うち修士課程在籍者	363 <sup>*2</sup>	370	500	740
うち学士課程在籍者	136	140	190	400
上記以外 (短期留学生、研究生等)	325	490	1,010	1,960
(A) のうち在留資格が「留学」の者	1,292	1,425	1,800	2,650
全学生数 (B)	18,647	19,000	19,000	19,000
留学生比率 (A/B)	6.9%	7.9%	12.1%	20.5%
留学生受入に関して実施する取組の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育国際化推進室の設置</li> <li>支援事務体制の強化</li> <li>外国人留学生サポートセンターの設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学士課程 (英語コース) 開始</li> <li>大学院課程 (英語コース) の拡充</li> <li>各国ごとの留学動向調査と現地試験導入策の策定</li> <li>外国人留学生・研究者サポートセンターのサービス拡充</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>九州大学基金 (仮称) による奨学金創設</li> <li>学部における短期留学プログラムの拡充</li> <li>海外オフィスを活用した学生の募集、入学試験</li> <li>自治体と連携した奨学金の創設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国際教養学部設置</li> <li>短期留学プログラムの拡充</li> <li>海外オフィスを活用した学生の募集、入学試験</li> <li>海外協定校との連携を通じた学部3年次編入学の拡大</li> </ul>
外国人教員数 (C)	121	150	200	350
全教員数 (D)	3,806	3,850	3,850	3,800
外国人教員比率 (C/D)	3.2%	3.9%	5.2%	9.2%
外国人教員の配置促進に関して実施する取組の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>主幹教授制度を通じた優秀な外国人教員の確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>海外協定校との連携を通じた教員確保</li> <li>国際公募開始</li> <li>海外オフィスと帰国外国人留学生ネットワークを利用した教員確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>海外協定校との教員の相互交流</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国際教養学部に対応した全学的な外国人教員の配置</li> </ul>



海外有力大学との連携プログラム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・E-JUST（日・エジプト科学技術大学）との連携事業</li> <li>・プロバンス大学との連携教育プログラム（学位プログラム）</li> <li>・アジア農学教育の国際プラットフォーム形成</li> <li>・若手教員のための英語による教授能力養成プログラム</li> <li>・エラスムス・ムンドゥス・マスタープログラム（申請中）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・レウヴェン・カトリック大学とのダブルディグリー（修士）</li> <li>・ダブルディグリープログラムの新設（チュールンコン大学、ルンド大学等）</li> <li>・若手教員のための英語による教授能力養成プログラム</li> <li>・日独大学院共同事業（申請予定）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・部局ごとの短期留学プログラムを開始（10コース、150人程度）</li> <li>・ダブルディグリープログラムの拡大</li> <li>・新規連携大学と共同したAsTWプログラムの開催</li> <li>・アジア学長会議の枠組みでの教育連携プログラム及び職員国際化研修の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・部局ごとの短期留学プログラム拡充</li> <li>・全大学院においてダブルディグリープログラムの実施</li> </ul>
-----------------	--	--	--	--

※1 平成 20 年 5 月 1 日現在

※2 専門職学位課程に在学する 5 名を含む。

事項	現状	平成 22 年度末	平成 25 年度末	平成 32 年度末
大学間交流協定等に基づく交換留学の拡大	大学間交流協定等に基づく派遣・受入人数	平成 22 年度末	平成 25 年度末	平成 32 年度末
	派遣	70	80	200
	受入	96	80	200
	<b>【取組状況】</b> ・総派遣人数 220 名	<b>【取組計画】</b> ・総派遣人数 250 名 ・交流協定校の拡大	<b>【取組計画】</b> ・総派遣人数 500 名 ・交流協定校の拡大 ・部局ごとの短期留学派遣計画と派遣留学プログラムの策定	<b>【取組計画】</b> ・総派遣人数 1,000 名 ・交流協定校の拡大 ・部局ごとの短期留学派遣計画と派遣留学プログラムの拡充
日本人教員の海外に	日本人教員の海外派遣件数 2,500 人 ・創立八十周年記念事業国際学術交流基金に基づく教員海外派遣支援 ・九州大学後援会基金に	日本人教員の海外派遣件数 2,600 人 ・創立八十周年記念事業国際学術交流基金に基づく教員海外派遣支援 ・九州大学後援会基金に	日本人教員の海外派遣件数 3,200 人 ・九州大学基金（仮称）に基づく教員海外派遣支援事業創設 ・ダブルディグリーを推進するための教	日本人教員の海外派遣件数 4,500 人 ・九州大学基金（仮称）に基づく教員海外派遣支援事業拡充 ・ダブルディグリーを推進するための教

第1章 九州大学の課題と将来構想

おける教育研究活動への参加促進	基づく教員海外派遣支援	に基づく教員海外派遣支援	員交流 ・国際教育プログラムへの講師としての参加	員交流の拡充 ・国際教養学部の講師育成のためのプログラム
	・寄附金等に基づく学部独自の教員海外派遣支援	・エラスムス・ムンドゥスに基づく教員派遣	・参加 ・協定校との教員交流	・協定校との教員交流の拡充
	・海外における「英語による教授法」養成プログラムの実施	・教育プラットフォームの拡充	・アジア学長会議の枠組みでの若手研究者の短期海外研究プログラム	
	・AsTW への講師としての参加	・若手研究者の国際学会等への参加拡大	・英語による教授法教員研修の機会拡大	・受入重点国での英語による日本語・文化コースを順次開講
	・海外非常勤講師の採用			

[後略]

942 新成長戦略、科学技術基本計画の策定等に向けた緊急政策提言

(「プレスリリース」 2010 (平成 22) 年 3 月 19 日)

平成 22 年 3 月 19 日

国家の成長戦略として大学の研究・人材育成基盤の抜本的強化を

一新成長戦略、科学技術基本計画の策定等に向けた緊急政策提言一

北海道大学総長	佐伯 浩
東北大学総長	井上 明久
東京大学総長	濱田 純一
早稲田大学総長	白井 克彦
慶應義塾長	清家 篤
名古屋大学総長	濱口 道成
京都大学総長	松本 紘
大阪大学総長	鷲田 清一
九州大学総長	有川 節夫

1 はじめに

天然資源に乏しい我が国が、今日の繁栄や国際的地位を築くことができた原動力は、優れた人材と科学技術・学術の力にあったことは衆目の一致するところですが、中でも大学は、「多様性を特徴とする知の源泉」であり、知の創造を通じ、政治、経済、行政、科学技術・学術など、国を支え牽引する分野の中核を担う人材を育て、社会に送り出すとともに、社会の発展に貢献し、国の存在感を高めてきました。また、大学は、教員が学生と共に研究を行う中で人材を育成し得る唯一の機関です。社会が急速に変化し複雑化するとともに、人口爆発、資源不足、地球温暖化など人類未経験の課題に直面している現在、「知の拠点」、「国力の源泉」として大学の果たすべき役割や使命は、ますます重要となっています。

このような観点から、諸外国では国家戦略として、科学技術・学術、高等教育への投資を急増させています。例えば、米国は基礎研究への政府投資を 10 年で倍増する計画を打ち出し、中国は過去 3 年で科学技術関係予算を 2 倍以上に、韓国も 8 割近く増やしています。一方、我が国は、同期間科学技術関係予算を削減し、高等教育への公財政支出の割合は OECD で最下位、最近 5 年間で高等教育費が伸びていない唯一の国となっています。主要大学への公的研究費の配分額も、我が国の大学は米国の 40 分の 1 程度に止まっています。

このままでは、我が国の生命線である知的基盤は崩壊し、国際競争力を完全に失いかねません。経済成長の鍵を握る生産性の質的向上には、研究開発やイノベーションを担う優秀な人材育成への投資が最も大きく寄与することが国際的な研究でも明らかになっていますが、大学、特に研究に重点を置く総合研究大学への投資は、人材育成やイノベーションを通じて新たな需要・雇用を創造し、生産性を高めるなど、国の成長にとって不可欠な「未来への先行投資」です。我々は、我が国の未来を切り拓くため、大学の研究・人材育成基盤の抜本的強化に向け、重点的投資の下に早急に取り組むべき政策について、以下のとおり提言します。

## 2 早急に取り組むべき政策課題

### (1) 若手研究者の育成・支援

ノーベル賞の受賞業績は、30 代から 40 代前半に集中し、博士課程在学中など 20 代のものも少なくないことから明らかに、若手研究者には、柔軟な発想によって新たな知を生み出すことが期待される場所であり、若手研究者の育成・支援の充実が、科学技術・学術、高等教育政策上、最も重要な政策です。

しかし、現実には、国立大学運営費交付金や私立大学経常費補助金等の基盤的経費が年々削減され、国立大学の教職員には一般公務員と同じ人件費削減が課せられていること等により、若手の安定的ポストの確保が困難となり、不安定な任期付雇用が一般化しています。また、産業界で博士人材の採用が進まないなど、大学教員以外のキャリアパスも十分整備されていません。このような将来への不安と、諸外国に比べ「実質的に最も高額な授業料」や「公的な給付奨学金ない」等の経済的理由があいまって、博士課程への進学者は近年大幅に減少しています。一方、米国や EU、中国等では、研究者や博士人材を急増させており、人材のみが資源の我が国にとって危機的状況が生じる中、若手研究者の育成・支援の強化に向け、以下の政策を提案します。

- ① 国立大学の人件費削減方針を撤廃し、若手を対象とする数千人規模のテニュア付き教員職の設置の支援
- ② 博士課程の学生が学業・研究に専念できるよう、給付制奨学金の創設や日本学術振興会の特別研究員の増員、競争的資金によるリサーチ・アシスタント経費の措置

## 第1章 九州大学の課題と将来構想

など、経済的支援の拡充

- ③ 国立・公立・私立を問わず研究大学等のネットワークの中でPDを継続的に雇用するシステムの構築支援
  - ④ 国・自治体が率先しての博士人材の採用、産業界と連携した研究の場（研究プラットフォーム）による実践的な博士課程教育等を通じた博士人材の雇用促進
- (2) 研究者の自由な発想に基づく基礎研究等の推進

近年の科学技術・学術政策では、地球環境問題など特定の課題解決への重点化が進められています。我々はこれら現在における課題の解決に全力で貢献していく所存ですが、大学にとって最も重要なのは、研究者の自由な発想に基づく基礎研究等であり、多様な研究の厚みが、将来発生してくる様々な課題に対しても多角的な解決策の提示を可能にします。このため、基礎研究等の着実な推進に向け、以下の政策を提案します。

- ① 多様な研究を支える基盤となる国立大学運営費交付金や私立大学経常費補助金等の拡充
  - ② 近年20%程度に低迷している新規採択率を30%以上にするなど、科学研究費補助金の拡充
  - ③ 公募申請から成果の権利化まで研究プロジェクトのマネジメントを支援するリサーチ・アドミニストレーターや、研究の芽を発見しこれを推進する目利き人材（二次的創造者）の確立など、研究支援・研究協力体制の整備
  - ④ 研究施設等の老朽化・狭隘化等の改善や、先端研究・大型研究を支える施設・設備整備補助の拡充
  - ⑤ 近年価格上昇が大きな問題となっている電子ジャーナルの安定的確保に向けた対応の推進
  - ⑥ 研究費の使用ルールや、検査の簡素化
  - ⑦ 学術振興の中核的機関である日本学術振興会や、大学共同利用機関等の機能強化
- (3) 大学の国際競争力の強化

政治、経済、文化などあらゆる分野において国際化が進展する中、我々は、先端研究や人材獲得（外国人研究者・留学生等）の面での国際競争の激化や、国際共同研究や学生交流等で国際連携・協調の必要性を痛感しています。このような国際化に適切に対応し、国際的な存在感を高めていくことは、我々総合研究大学にとって最重要課題となっており、国際化対応の強化に向け、以下の政策を提案します。

- ① 新しい成長分野を担う人材を輩出する国際標準の教育力をもった大学院の育成支援
- ② 大学の国際競争力の強化等を目的とする「国際化拠点整備事業（グローバル30）」の着実な推進

- ③ 世界トップレベル研究拠点（WPI）の拡充や、大学等が中心となっていく基礎科学の大型研究の推進
- ④ 若手研究者が世界水準で切磋琢磨する開かれた研究環境の整備や、若手研究者の海外武者修行の拡充
- ⑤ 国費留学生の受け入れ増や、民間施設の借り上げ支援を含めた外国人研究者・留学生の生活環境の整備

(4) 体系的な大学予算システムの確立

「知の拠点」、「国力の源泉」として大学を成長・発展させるためには、体系的な予算システムを確立し、総合的に支援していくことが不可欠です。このため、以下の政策を提案します。

- ① 学術の多様性を維持するとともに、優れた人材を社会に輩出し続けることを可能にするため、基盤となる経費（国立大学運営費交付金、私立大学経常費補助金、施設費補助金等）を十分に確保
- ② その上で、競争的環境の下に研究・教育水準を高めるため、競争的資金について、研究者主導型の制度（科学研究費補助金等）、政策主導型の制度（戦略的創造研究推進事業等）を拡充。併せて、大学自らが学長のリーダーシップの下に組織や制度改革等を主体的に実施するための「大学主導型の制度」を創設
- ③ 競争的資金によるプロジェクトの実施に際し、施設や人員不足の補填、学生支援など、研究・教育環境の維持・充実に不可欠の役割を果たしている「間接経費」を十分確保。併せて、個々の大学の研究水準を勘案しつつ、大学と資金配分機関との協議によって 30% を超える水準に設定することも可能な制度とすることを検討
- ④ 大学に対する国民からの直接支援を促進するため、寄付金の税額控除制度の創設など、税制を整備

(5) 明確な投資目標を設けての公的投資の大幅拡充

上記のような我が国の今後の成長の鍵となる重要政策を着実に推進するためには、公的投資の明確な裏付けが不可欠です。昨年 12 月の新成長戦略（基本方針）では、「2020 年度までに、官民合わせた研究開発投資を GDP 比の 4% 以上にする」とし、また「高等教育の充実」を主な施策として掲げています。「民」による投資も重要ですが、今まさに問われているのは、国がいかに責任をもって「未来への先行投資」として科学技術・学術、高等教育に予算をシフトするかということであり、ここにこそ「政治のリーダーシップ」が期待されます。明確な投資目標による公的投資の戦略的拡充に向け、以下のとおり提案します。

- ① 国の研究開発投資を GDP 比 1% 超に拡充（川端文部科学大臣・科学技術政策担当大臣の方針を支持）
- ② 先進諸国中最下位である高等教育への公財政支出の対 GDP 比（0.5%）を OECD

## 第1章 九州大学の課題と将来構想

平均の1.1%以上とすることを中期的な目標としつつ、当面、毎年の予算編成に際し新成長戦略（基本方針）に掲げたGDP成長率の目標（3%）を上回る予算増を確保

### 3 おわりに

以上のように科学技術・学術、高等教育政策は、我が国の未来を左右する重要なものであり、大学の責任者はもとより、広く国民の意見を聞きながら企画、実施していくことが不可欠です。政府においては、政策決定の透明性、公開性をさらに高められるようお願いいたします。我々大学も、研究・教育の状況を学生・保護者はもとより、産業界、国民の皆様に関わりやすく発信し、積極的に理解と協力を求めていく所存です。

なお、今回の政策提言は、新成長戦略の具体化や、次期科学技術基本計画の策定等に向けた政府の検討に資するよう緊急に行ったものです。上記政策についての一層の具体化や、大学間連携による新たな取組の実施に向け、研究担当理事・副学長が中心となり現在検討を進めているところです。さらに、今後、中長期的観点からの科学技術・学術、高等教育政策のあり方についても必要な政策提言を行うなど、「知の拠点」を預かる現場責任者として、我々は密接に連携・協力しつつ、我が国の成長発展と国民の幸福増進、国際貢献の推進等のために積極的に行動してまいります。

### 943 国際化拠点整備事業廃止に関する要望書

平成22年11月25日

行政刷新会議議員各位

国際化拠点整備事業（グローバル30）構想責任者

東北大学理事	根元義章
筑波大学理事・副学長	塩尻和子
東京大学理事・副学長	田中明彦
名古屋大学副総長	渡辺芳人
京都大学理事・副学長	赤松明彦
大阪大学理事・副学長	辻毅一郎
九州大学理事・副学長	倉地幸徳
慶應義塾常任理事	阿川尚之
上智大学副学長	ジャン・クロード・ オロリッシュ
明治大学副学長	勝悦子
早稲田大学常任理事・副総長	内田勝一
同志社大学副学長	田端信廣

国際化拠点整備事業（グローバル 30）が平成 23 年度以降も中断されることなく、必要な予算措置がなされるよう強く要望します。

私たちは、平成 21 年度に開始された文部科学省事業国際化拠点整備事業（グローバル 30）に採択されている 13 大学の構想責任者です。同事業が、平成 22 年 11 月 18 日、行政刷新会議「事業仕分け」において同会議ワーキンググループ A によって、「一旦廃止し、組み立て直す」との評価を受けたことについて強い衝撃を受けるとともに、大変当惑しております。

21 世紀の世界の中で日本が生き残るため、世界から優秀な人材を獲得するとともに、国際的に活躍できる日本人の人材を養成することは不可欠です。そのために大学の国際化が必須であること、とりわけ英語で学位を取れるコースを設置することは、多くの国から留学生を受け入れることのみならず、海外の大学との双方向の交流を通じ、日本人学生の国際人材育成にとって決定的に重要であることを、日本政府におかれても認識されていることと信じます。私たちは、現に進行中で、かつ国内よりもむしろ国際的に認知度が高まっているグローバル 30 を、着実に実施・継続することが必要であると繰り返し主張してきました。（その内容は、添付の、平成 22 年 11 月 16 日に記者会見で公表した声明書「国際化拠点整備事業（グローバル 30）の強化を要望する」に詳述してありますので、ご参照頂ければ幸いです。）

今回のワーキンググループ A の評価の中に、「大学の国際化・留学生の受入は、大学教育に極めて重要」との指摘や、「目的の重要性は理解できる」という指摘があったことは、事業主体となっている大学にとっては、元気を与えていただいたと感じております。しかし、大学教育、とりわけ高等教育の国際化の実態に全く理解されていないようなコメントがあったことについては、納得できず遺憾に思っております。

言うまでもなく、「事業仕分け」で指摘されたように「組み立て直す」ことによって、より実効的な大学の国際化が進むのであれば、私たちが歓迎するところであります。しかし、私たちが大変危惧し、恐怖しているのは「一旦廃止し」という部分であります。ワーキンググループ A の枝野座長は、取りまとめに際して「一旦白紙」と結論されましたが、現在配布されている発表文では「一旦廃止」となっております。一体、これはいかなる意味なのでしょう。

私たち 13 大学は、同事業の開始とともに、印刷物上でも、ウェブサイト上でも、世界各地で行う留学フェアでも、そして採択大学が世界各地に設置した海外共同利用事務所においても、グローバル 30 という名称で、今後、日本の大学は、日本政府のバックアップのもとで留学生を大々的に募集すると宣伝しております。また、教育の

## 第1章 九州大学の課題と将来構想

国際化を担う外国人教員の採用を積極的に進めてきました。このような活動の効果は大きく、世界の高等教育関係者や日本へ留学を希望する学生たちの間で、グローバル 30 は、日本の大学のみならず日本社会の開放化のシンボルとして受け入れられつつあります。同時に、日本人学生の意識をも変えようとしています。このように、グローバル 30 の実施は、日本が国際社会に対して行った国際公約の一つと言えます。

それにもかかわらず、「一旦廃止」という評価を受けて、私たち採択大学は、これらの印刷物、ウェブサイト、留学フェア、そして海外共同利用事務所で、一斉にグローバル 30 は「一旦廃止」されたと掲示しなければならないのでしょうか。11 月末から 12 月にかけては、グローバル 30 の多くのプログラムが行う秋入学を目指して世界中の留学生が願書を提出する時期です。これらの留学生に対して、「私たちは、あなたたちの応募しているプログラムは、グローバル 30 という政府のプログラムの支援を受けてきたが、この政府プログラムは「一旦廃止」された」と伝えなければならないのでしょうか。

「一旦」とはどういう意味なのでしょうか。これが、通常の辞書にあるように、「しばらくの間」というような意味だとすると、グローバル 30 というプログラムは、しばらくの間、消滅することになります。そうだとすれば、すでに海外からの留学生が正規の学生としてグローバル 30 のプログラムに入学してきている大学においては、それらの留学生やそのご家族、ひいては彼らを送り出した国々を欺いていたことになります。同時に、私たちは、全ての印刷物やウェブサイトからこの言葉を削除し、留学フェアでも海外共同利用事務所でもこの言葉に言及するのをやめざるをえません。「どうしてか」と聞かれるのは必然ですが、私たちは、それは「政府がお決めたことでした」としか答えようがありません。

このようなことになったら、日本はどうなるのでしょうか。私たちが添付の声明文で懸念したとおり、日本政府は「大学の国際化は必要ない」、「英語で学位の取れるプログラムを作ることは無駄である」と考えているとの誤ったメッセージを送ることになってしまいます。日本は「開国」ではなく「鎖国」に向かっているという象徴的な政策変更だととられるでしょう。何よりグローバル 30 で弾みのついた日本の大学の国際化が停滞するだけでなく、長期的に見て国際社会における日本の立場に決定的なダメージを与えることを、教育者・研究者として心底懸念します。

私たちは、「組み立て直す」その間も、グローバル 30 という、日本がすでに国際社会に発信した国際公約と言うべきメッセージを傷つけることはすべきでないと思います。繰り返しになりますが、同事業が 1 日でも中断するとメッセージが出てしまえば、これを取り返すことは至難の技です。一度傷ついた国際的な信用を修復することがどれほど大変かは、最近の日本を取り囲む国際関係を見ても明白です。

私たち 13 大学も、グローバル 30 をさらに良いものにしていくため、今後も政府と



の連携・協力を一層緊密にしていく所存です。しかし、そのためにも、「一旦廃止し」という文言が国際社会において持つ負のメッセージ性に着目し、再考していただくことを強く要望します。事態は、国内における補助金事業の一つにとどまらないものと確信します。

〔註〕九州大学ホームページ。

## 第 2 節 九州大学学術研究都市構想

### 944 九州大学学術研究都市構想

(表紙)

「

九州大学学術研究都市構想  
～うみ・やま・さと・なぎさに広がる知の創造空間～  
平成 13 年 6 月  
九州大学学術研究都市推進協議会

」

ごあいさつ

九州大学の福岡都市圏西部への移転に伴う大規模なキャンパス構築や大胆な大学改革を支援するとともに、九州大学を中心とした新しい学術研究都市の創造を目指し、構想の確立とその実現を期して平成 10 年 5 月 7 日、地元産学公の総意に基づいて九州大学学術研究都市推進協議会が設立されました。

爾来、3 年間にわたり諸外国はもとより、筑波や関西をはじめとする既存のわが国の学術研究都市を超えた魅力的な学研都市づくりを目指して、構想の策定について取り組んでまいりました。専門的事項を専門調査委員会や各種ワーキンググループに精力的に検討いただき、伊藤滋先生を委員長とする構想検討委員会による実質的な審議を経て、このほど協議会としての整備構想を取りまとめるに至りました。この間の関係各位のご協力に対しまして、お礼申し上げる次第です。

この構想では、「知の創造空間」をめざす新しい学術研究都市の基本構想に始まり、知の交流・創造活動を促進する地域科学技術システムの構築、知・住・悠の舞台となる快適空間の形成、さらに、今後の構想の推進方策の基本的な考え方や具体的な取り組み体制等に関して提案しています。

一方、九州大学では、平成 13 年 3 月に「新キャンパスマスタープラン 2001」が策

## 第1章 九州大学の課題と将来構想

定され、新しい九州大学のキャンパスにおいて、大学改革による国際的・先端的学術拠点としての大学の構築、研究・教育施設の整備を進めることとされています。

協議会では、本構想をもって学術研究都市像のあるべき姿を提示したわけですが、今後は、よりよい九州大学、よりよい学術研究都市づくりを目指して、皆様方の理解を得つつ、本構想を具体的に展開して着実な整備が行われていくことを願ってやみません。

平成13年6月

九州大学学術研究都市推進協議会  
会長 大野 茂  
(（社）九州・山口経済連合会会長)

### 1. 学術研究都市の意義と全体像

#### 1-1 構想の意義

21世紀は「知の時代」とみられています。20世紀の科学技術のめざましい進歩によって、先進国を中心に高い経済成長がなされ、人々は豊かで便利な生活と長寿を手に入れました。しかし、他方では、貧困と疾病に悩む途上国との格差の拡大、地球温暖化と新しい化学物質による汚染といった地球環境問題など負の側面も深刻となりました。こうした人類の存続にかかわる地球的な課題に直面している21世紀において、「持続的発展」のための科学技術、異文化理解と全人類の共生のための学術文化の発展は、ますます重要となっています。加えて、経済のグローバル化の中で激しさを増す国際競争において、生産性の向上と新製品の開発・新産業の創出による日本の産業競争力を強めることは、必須の課題であり、そのための科学技術力の強化とこれを支える次世代の研究者の育成も「知の時代」に強く求められています。コンピュータ・ネットワークの世界的な普及による情報の蓄積・創造・輸送の大容量化・高速化は、21世紀の「知の時代」の到来を決定的なものにしました。

こうした時代潮流の中で、日本の科学技術と学術文化の創造を担い、次代を担う人材を育成してきた大学は、「知の拠点」としてますます重要な存在となっています。なかでも、民間セクターに依存することが困難な理工系や医薬系の研究と人材育成の中核を担う国立大学の役割は、21世紀前半の日本の帰趨を制するものとみることができます。

九州大学は、平成7年策定の「改革の大綱案」に基づき、全国的に最も大胆な改革を推進してきました。この間、比較社会文化、数理学、システム情報科学、人間環境学など新しい学際領域の独立大学院を相次いで設立するとともに、既存の大学院の整備充実をはかり、平成12年に大学院重点化を完了し、「研究大学」としての使命を鮮明にしました。同時に、大学院を教官の研究組織としての研究院（Faculty）と教育

組織としての学府（Graduate School）に分離し、両者の柔軟な連携を図る「学府・研究院制度」を全国にさきがけて導入しました。また、特定の学部には所属せず、自らの問題意識のもとに全学のカリキュラムを自由に選択できる学生を別枠で入学させ、教育する「21 世紀プログラム」を開始し、全国的な注目を集めています。さらに、「アジア総合研究機構」や「韓国研究センター」を設置し、アジア研究重視の方向を明確にしました。

九州大学は、世界的レベルの学際的研究・教育を推進する「研究大学」の構築を「空間的」に実現するため、福岡都市圏近郊の糸島半島において学際的な連携と研究者間の競争を促す 21 世紀型のキャンパスの構築に向けて大きく動きだし、そのデザインは、「九州大学新キャンパスマスタープラン 2001」（平成 13 年 3 月策定）に具体化されました。

自然に恵まれ、アジアとの交流を育んできた福岡市から唐津市にいたる地域を、新しい理念に基づく広大なキャンパスを核とする「九州大学学術研究都市」として整備することは、21 世紀の「知の時代」に巨大な「知の拠点」をつくることを意味しています。このことは、平成 13 年 3 月に策定された政府の「科学技術基本計画」における「科学技術システムの改革」の重要な一角を形成するとともに、福岡・佐賀両県によって推進されてきた「九州北部学術研究都市（アジアス九州）構想」の「龍」の目玉となるもので、構想は、21 世紀の初頭に大きく新たな一步を踏み出したと言えます。「アジアス九州構想」は、筑波、関西に次ぐ日本の第三の学術研究都市の構築をめざすもので、「環境・人間・アジア」をキーコンセプトとしたものです。筑波や関西と異なり、地方分権・地域連携という新しい時代の流れを反映して、地域の大学・自治体・産業界など連携型の学術研究都市づくりを進めています。

「九州大学学術研究都市構想」は、「科学技術基本計画」における「新たな科学技術システムの改革」、「21 世紀の国土のグランドデザイン」（全国総合開発計画）における地域の「科学技術の振興と産業創出風土の醸成」という政府の戦略、福岡・佐賀両県のアジアとの連携を強く指向した九州北部学術研究都市（アジアス九州）構想、そして九州大学の先導的学術改革と新キャンパスづくり、こうした一連の動きを総合的・立体的にとらえ、21 世紀の「知の時代」に相応しい、地域の「知の拠点」、「知的クラスター」づくりを目指すものです。「九州大学学術研究都市構想」は「知の創造・交流を促進する地域科学技術システムの構築」というソフトの構想と、「知・住・悠の舞台となる快適空間の形成」というハードの構想が融合されたものです。

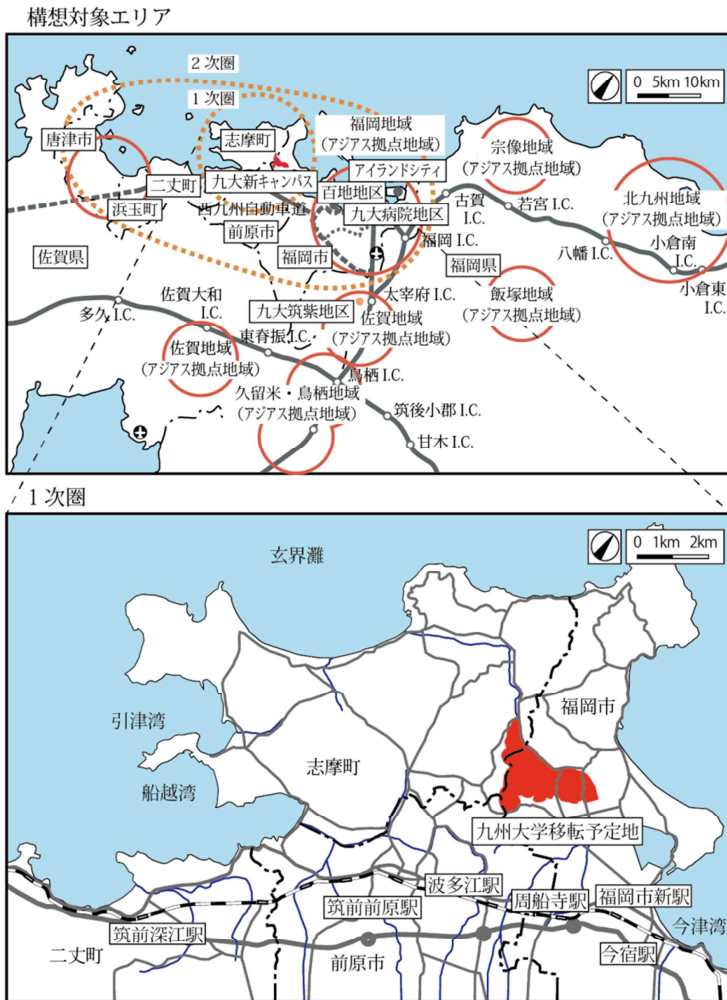
## 1-2 構想の対象エリア

九州大学を拠点として展開される知的活動は、アジアス九州（5 ページ参照）の拠点地域や九州全体、日本国内はもとより、アジア、世界との交流と連携を視野に入れ

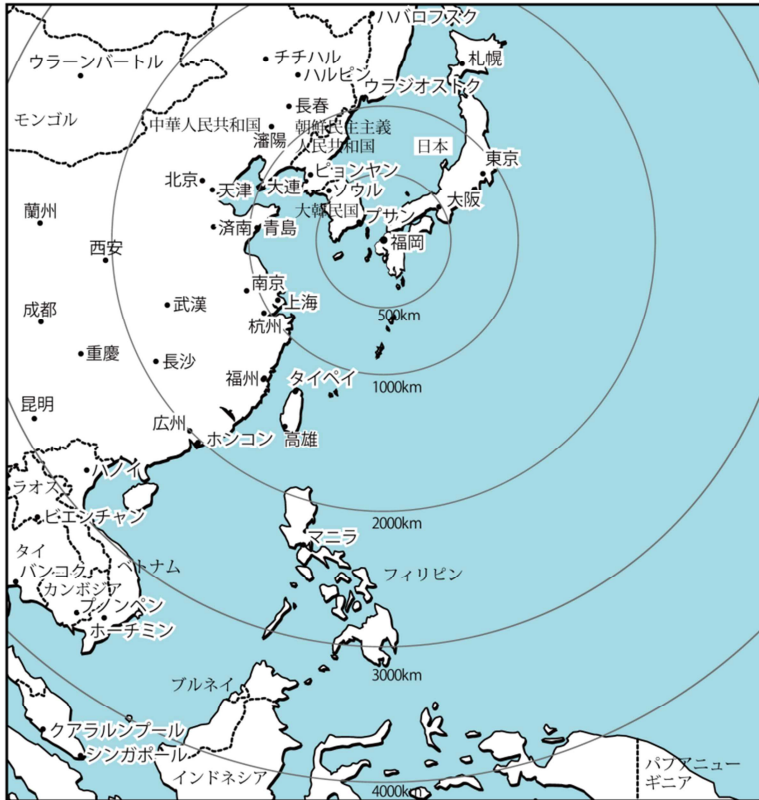
## 第1章 九州大学の課題と将来構想

て行われるものですが、本構想では、福岡市から唐津市に至る玄海灘に面するゾーンを対象エリアとしています。

また、この広域ゾーンの中で学術研究都市の中核として、九州大学新キャンパスを中心として生活圏を形成する糸島全体を1次圏とし、福岡市から唐津市までの九州大学新キャンパスから半日で行動できるエリアを2次圏として、知・住・悠の舞台となる快適空間の形成を目指します。



アジア広域図



参考 九州北部学術研究都市（アジアス九州）構想における福岡拠点地域の位置づけ

九州北部学術研究都市（アジアス九州）構想は、福岡県、佐賀県にまたがる九州北部地域の高次の都市機能と活発な学術研究機関、多様な産業集積を背景に、日本の研究開発、国際交流、学術文化の南の拠点として、九州・アジアの 21 世紀をリードする文化・学術研究拠点を創造しようとするものです。

構想の基本コンセプトは、「環境・人間・アジア」とし、都市機能、学術研究機能の有機的かつ重層的なネットワーク化を図り、21 世紀型の「人間志向型社会」に相応しい地域づくりを推進するものです。

構想地域には、北九州から佐賀に至る 7 つの拠点地域が設定され、いずれも都市機

## 第1章 九州大学の課題と将来構想

能、学術機能等の集積が存在しています。

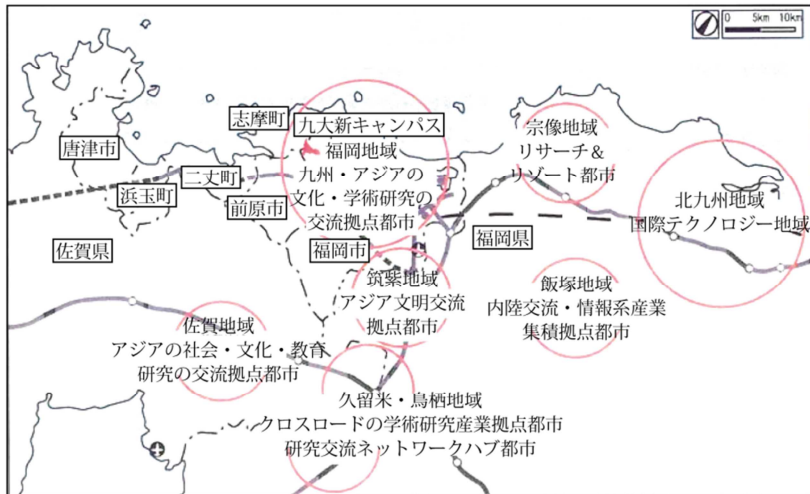
北九州拠点地域は、国際テクノロジー都市として、歴史的な産業集積と学術研究機関の蓄積に加えて、北九州学術研究都市整備が市の西部地域に展開され、国公私立大学による連携型の大学院システムや国内外の産学連携機関の立地など、新しい学術研究都市の形成が進められています。

一方、九州大学学術研究都市を含む福岡拠点地域は、全国有数の大学機能の集積と、アジアとの文化・経済交流機能やその活動の蓄積などを背景として、九州・アジアの文化・学術研究の交流拠点都市の展開を目指しています。

その他の拠点地域においても、大学や研究機関を核として都市機能との連携による都市づくりが進められています。

これらのアジアス九州構想の拠点地域の中で、九州の中核都市としてのポテンシャルを持つ福岡拠点地域において、全国有数の知的資源を有する九州大学を核とした学術研究都市づくりを推進することは、アジアの文化・学術研究拠点を目指すアジアス九州構想の大きな推進力となることが期待され、さらに各拠点地域との連携によって、九州全体、アジア・世界との交流と連携が活発化することが期待されています。

### 九州北部学術研究都市（アジアス九州）構想の7つの拠点地域の役割



### 1-3 構想の全体像

九州大学学術研究都市構想は、九州大学が有する「知」の活用を軸として、主体的な「個」の育成、「知」の融合と触発を推進する社会システムの構築、自立性と活力に満ちた地域社会の実現を目指します。

さらに、糸島地域という自然豊かな場所に展開する大学と地域資源の協働による共生社会の実現、それぞれの個性を持つ地域の広域的連携による地域づくりなど、21 世紀の地域連携時代における先導的モデルとなることによって、世界・アジアとの交流を促進し、新産業の展開を進めていきます。

#### (1) 構想の理念

九州大学学術研究都市構想の実現に向けて、「共生社会の実現」、「世界・アジアとの交流」、「創造性の発揮」、「新産業の展開」という 4 つの理念をもとに、構想を推進していきます。

##### 共生社会の実現

地球環境問題は、21 世紀における最重要課題であります。本構想地域は、豊かな自然環境を有する一方、九州大学を核とする秀れた知的資源、そして福岡都市圏の膨大な人的資源を有しています。

この多様な地域資源を活用して、豊かなライフスタイルを実現し、質の高いコミュニティを形成し、資源循環・省エネルギーに配慮した「共生社会の実現」を目指します。

##### 世界・アジアとの交流

魏志倭人伝では、糸島地域に「伊都国」、唐津地域に「末魯国」、福岡地域に「那国」があったとされ、古くより大陸文化と日本文化の交流の地であり、現代に至るまで大陸との交流拠点でありました。

本地域の持つ交流機能をさらに高め、国際交流を先導する西日本のゲートウェイ・エリアとし、温もりのある人間的な交流と定住の舞台として、世界・アジアの人々との交流ができる情報ネットワークを構築し、21 世紀文明を創造する知的交流を推進します。

##### 創造性の発揮

新しい価値の創造に向け、知の交流・融合が求められる「知の時代」においては、個性や人間性を尊重し合い、豊かで充実した生活をだれもが享受できるような地域社会をつくることが重要です。

本都市は九州大学を核とする学術研究都市であり、癒しとリフレッシュの環境づくりによって、自由な発想と個人、異文化を尊重する創造的な研究・教育・交流の風土の形成を目指します。

##### 新産業の展開

本構想の対象地域である糸島半島には、陶芸家や染色家などが定住し、芸術活動も盛んです。また、新規に就農するものや SOHO 等在宅型の就業形態もみられるなど、新たな経済活力の萌芽がみられます。

こうした芽を大切にしながら、大学・研究機関を中核として、地域社会の課題発見・

## 第1章 九州大学の課題と将来構想

解決に向けた産業コミュニティを形成することによって、グローバルな競争力を持つ知識産業・知的クラスターの形成を進めます。

### (2) 構想実現のための戦略

九州大学学術研究都市構想は、4つの理念と展開の方向性を踏まえた、「知の創造空間」の構築に向けて、「知の交流・創造活動を促進する地域科学技術システム」を構築すること、これを展開し実現する空間として、「知・住・悠の舞台となる快適空間」を形成することを2つの核としています。

#### 知の交流・創造活動を促進する地域科学技術システム

人間・社会・地球のための「21世紀科学」の創出と展開とともに、これを促す舞台づくり、「知の活用」による産業と地域の活性化を推進する「知の中央ステーション：HST (Human, Science and Technology Station)」を戦略拠点として構築します。

※「科学技術システム」とは、科学技術基本計画において「社会の理解と合意を前提に資源を投入し、人材養成及び基盤整備がなされ、研究開発活動が行われ、その成果が還元される仕組み」と示されており、人文・社会科学を含む広義の科学技術システムを意味しています。

#### 知・住・悠の舞台となる快適空間

快適空間の形成においては、地域の自然、歴史、産業との共生を理念として、研究・交流・居住・生活サポート等の集積ゾーン、環境・景観等の保全ゾーン、田園風景の維持・育成ゾーン、商業・業務・サービスの機能集積を図るゾーンなどの空間構成を検討し、地域の特性に応じて、保全・維持、整備・開発・誘導等の方策を掲げています。

### (3) 提案プロジェクト

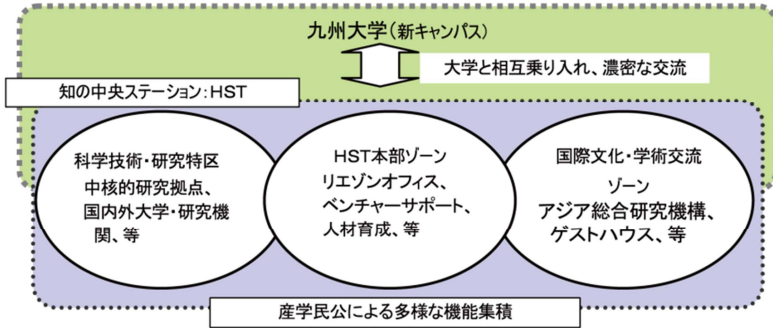
地域科学技術システム、快適空間の形成において、様々な中心的なプロジェクトを提案しています。

#### 知の中央ステーション：HST (Human, Science and Technology Station)

「知の中央ステーション：HST」は、知の交流・創造活動を促進する地域科学技術システムの構築を推進する戦略的拠点です。HSTの展開においては、「タウン・オン・キャンパス」(学術研究都市の「顔」となる新キャンパスのセンター・ゾーンとその隣接地区)を中心として、HST本部ゾーン、科学技術・研究特区、国際文化・学術交流ゾーンなどを形成し、産学民公の連携機能、企業スタートアップ支援機能など、様々な研究・開発機能の整備・展開を進めます。

また、HST展開のプレステージ事業として、学術研究都市のシンボルの一つとなる先行的モデルプロジェクトや、そのための先導的インフラ整備を、「スマートダウンタウン福岡」との連携を視野に入れながら進めていきます。





### 学術研究都市コアゾーン

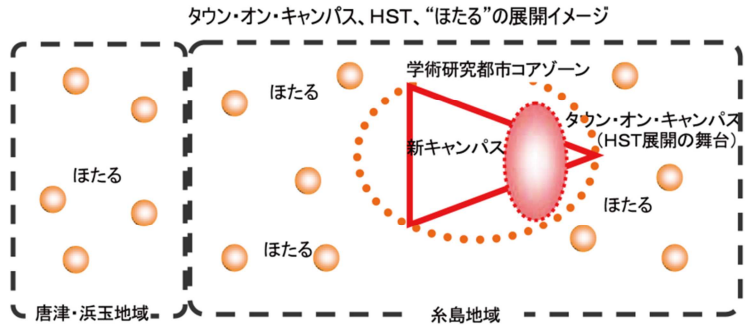
「学術研究都市コアゾーン」は、九州大学新キャンパス及びその周辺において、先導的で中心的な役割を果たす研究・開発機能の集積を図るとともに、学生などの居住を受け入れるゾーンです。本地区の整備については、大学と民間及び行政等の連携・協力のもとで、具体化を進めていきます。

### タウン・オン・キャンパス

「タウン・オン・キャンパス」は、学術研究都市の「顔」「シンボル」となるゾーンとして整備するものです。HST 展開における研究開発機能、研究交流機能、高水準なキャンパスライフを実現し、国際交流、地域交流を支える交流・居住・生活サポートなどの機能の導入を図ります。

### 分散型地域核“ほたる”

「分散型地域核“ほたる”」は、タウン・オン・キャンパスからスピノフする研究開発や産業機能、進出を希望する研究・開発企業、さらに新たな居住の受け皿として、機能展開するものです。かつての大規模開発型に代わる 21 世紀のモデルとして、糸島地域、唐津・浜玉地域での“ほたる”の展開は、「自然農業保全・共生ゾーン」を中心に自然、景観等、地域の環境と共生するよう進めます。



#### 市街地形成ゾーン・田園ゾーン

「市街地形成ゾーン」は、東西の広域交通軸を中心に、商業・サービス・オフィス機能の充実と新たな立地誘導を図っていくゾーンです。また、この中には、地域の中心的な役割を果たす地域拠点ゾーンを含みます。

「田園ゾーン」は、都市的土地利用を規制し、糸島を特徴づけるのびやかな田園風景を地域資産として維持・保全するゾーンです。

#### 交通、情報ネットワーク

「交通ネットワーク (U 悠トランジット)」は、環境と福祉両面への対応を考慮し、公共交通とパーソナル交通のバランスを図りながら、学術研究都市にふさわしく、ゆとりを持った交通ネットワークの整備を進めます。

「情報ネットワーク (アジア情報ハイウェイ)」は、情報通信環境の動向および社会情勢の変化に留意しつつ、九州大学の多様な知的資産を活かして、世界・アジアとの温もりと親しみのある交流を支えるネットワークの構築を進めます。

#### (4) 推進手法・推進体制

学術研究都市構想を長期にわたって推進していくための推進体制の構築が不可欠です。また提案プロジェクトを実現していくための具体的な方策が必要です。

そのため、産学民公の連携組織 (九州大学学術研究都市推進協議会) を存続・強化するとともに、総合窓口、計画の調整、プロジェクトの提案・推進など、具体的な業務を担う推進組織 ((仮称)九州大学学術研究都市整備推進機構) の設立を進めます。

また、構想の具体化に向けて、学術研究都市の理念、各セクターの責務を明らかにし、関係者の共通認識とする (仮称)九州大学学術研究都市憲章の制定も進めます。

#### (5) 目標年次

九州大学の新キャンパスへの移転計画では、第 I ステージの移転開始時期は、概ね平成 17 年頃が想定され、約 10 年で移転完了が予定されています。これを踏まえて、

九州大学学術研究都市構想の目標年次は、新キャンパス移転完了から概ね 10 年後の平成 37 年と設定します。

九州大学学術研究都市構想の推進と九州大学新キャンパス移転事業

	2005 年	2015 年	2025 年
九州大学 新キャンパス 移転事業	工学系 理学系、文系	農学系	
九州大学 学術研究都市 構想	プレステージ 初期	中期	成熟期

【別掲】日本におけるアジア交流を先導する「九州大学学術研究都市」

■背景—福岡に横溢する“アジアの風”—

- アジア・太平洋地域の大学からの短期留学生受け入れと単位互換（九州大学、2001.7 より）
- 「大学サミット・イン・九州」（2000.05）、「九州大学アジア学長会議」（2000.12）の開催（九州大学）
- アジア太平洋都市サミットの展開（福岡市、1994、98 年開催）
- 福岡アジアマンズの展開（福岡市、1990 年～）
- アジア太平洋子ども会議・イン福岡（福岡市、1989 年～）
- アジア太平洋センターの展開（福岡市、1992 年～）
- 福岡—釜山間に高速船就航（JR 九州、1991 年～、年間 24 万人利用、2001 年～、3 隻体制）
- フクオカベンチャーマーケットへのアジアベンチャー企業（マレーシア、香港、韓国等）の参加（福岡県）
- 福岡—韓国間の流出入の増加（博多港の入出国の外国人約 11 万人、韓国はその 9 割）
- 共同観光誘致事業—福岡市と釜山市の共同観光戦略—の展開（福岡市・釜山市、2000 年～）
- 福岡—釜山間に大容量光ケーブル建設（九電など国内企業と韓国企業の計 4 社、2002 年春運用開始）

■研究・開発分野

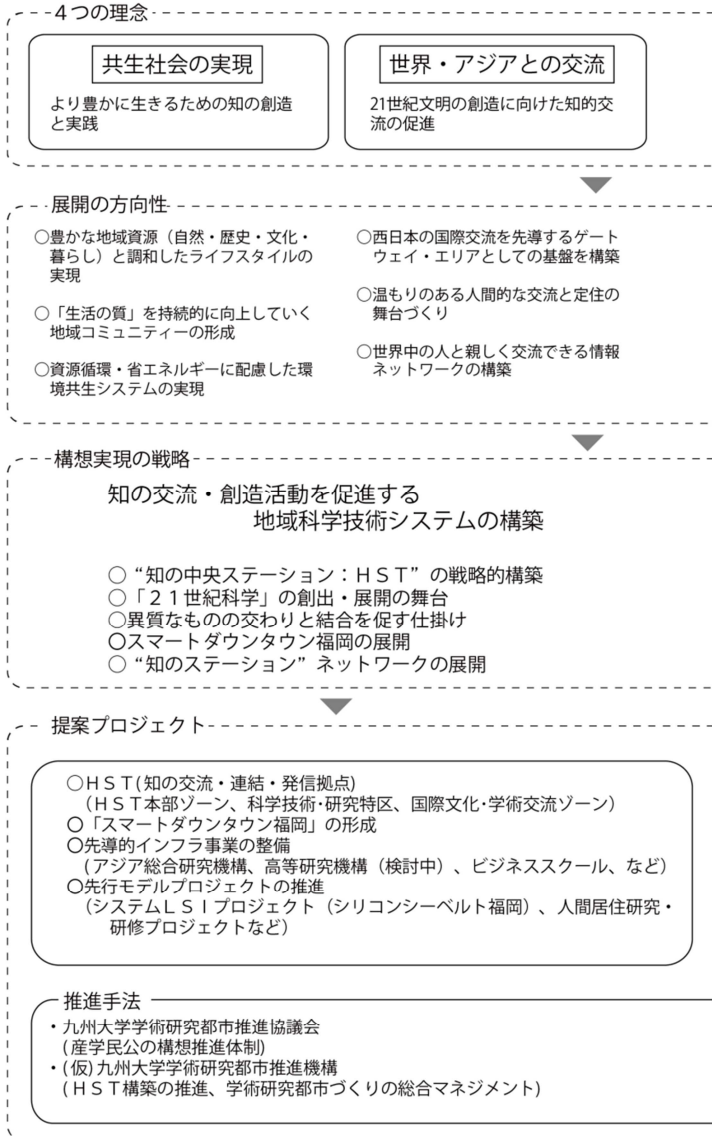
- 九州大学韓国研究センター（九州大学、2000 年、韓国国際交流財団が韓国研究を助成）

## 第1章 九州大学の課題と将来構想

- 九州大学アジア総合研究機構の展開（九州大学、2000年～）
- 九州大学国際研究交流プラザ（仮称）の展開（九州大学）
- 日韓海峡圏研究機関協議会（10機関）の共同研究実施（1993年日韓海峡知事会議提案、1994年～）
- アジアの研究者に対する特別優遇措置を備えた「科学技術・研究特区」構想（九大学研構想）
- アジアの若手研究者の受け入れシステム（アジアスカラシップ制度）の構想（福岡県）
- 居住・生活分野
- 国連人間居住センター（ハビタット）アジア太平洋地域事務所の活動展開（福岡県・福岡市、1997年～）
- アジアの地域課題を念頭においた人間居住研究・研修センター構想（九大学研構想）
- 留学生（アジア中心）と日本人学生の本格的な混住型ドミトリーの展開（九大新キャンパス）
- 産業・経済分野
- シリコンシーベルト福岡構想～アジアにおけるシステムLSI設計拠点（福岡県、九大学研構想）
- アジアの経営、企業分析に独自性を有する「ビジネススクール」計画（地元財界、九大学研構想、九大）
- 海外人材の活動環境づくりに向けた福岡県の施策展開（海外高度人材活用施策）（福岡県）

九州大学学術研究都市構想の展開

～うみ・やま・さと・なぎさに広がる知の創造空間～



創造性の発揮

知の創造・融合をリードする「個」の活躍環境の創出

新産業の展開

大学・地域の知の活用によるビジネスの創出と育成

- 人間・社会・地球のための21世紀科学を九州北部から世界へ発信
- 個人・異文化を尊重し合う創造的な研究・交流風土の形成
- 変化に機敏に対応できる創造的な人づくり、組織づくりと地域経営に挑戦

- 大学・研究機関を中核としたグローバル競争力をもつ知識産業・知的クラスターの形成
- 地域社会の課題発見・解決を行う産業コミュニティの形成
- 新たな経済活力を生み出す産学民公連携システムの構築

知・住・悠の舞台となる快適空間の形成

- 研究・交流・居住・生活サポート機能等の集積ゾーン整備
- 環境資産及び景観資源の保全ゾーン整備
- 田園風景の維持・育成ゾーン整備
- 良質な環境共生型の分散型地域核“ほたる”の誘導・整備

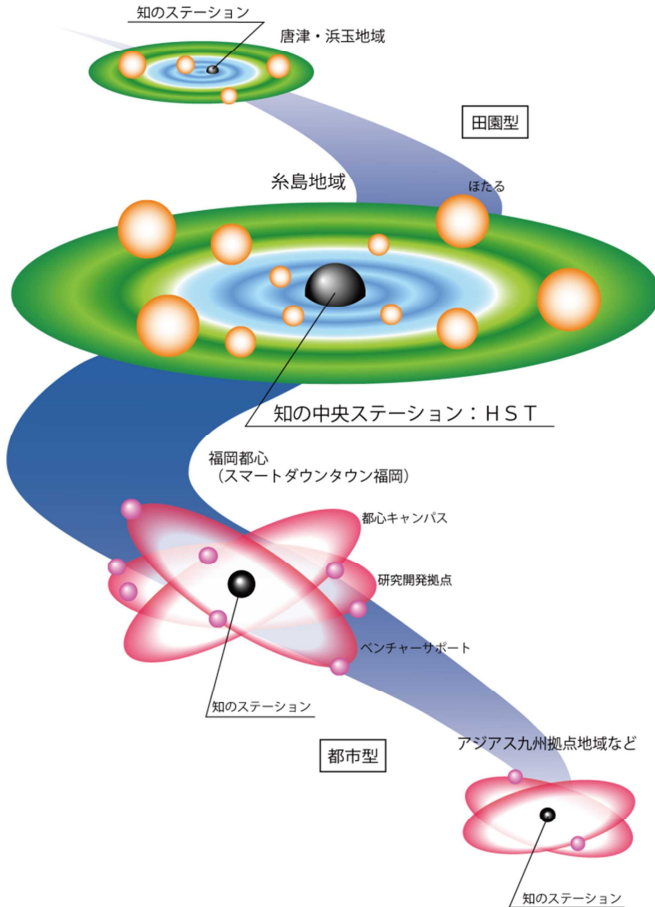
- タウン・オン・キャンパスの形成
- 分散型地域核“ほたる”の展開
- 市街地形成ゾーン
- 田園ゾーン
- 交通ネットワーク  
(U悠トランジット)の形成
- 情報ネットワーク  
(アジア情報ハイウェイ)の形成

- ・(仮)いとしま計画連合 (行政連合体、計画・調整・支援)
- ・(仮)九州大学学術研究都市憲章 (構想の理念、共通の目標)
- ・DAF (ダウンタウンアライアンス福岡) (産学民公の知のコーディネータ・ネットワーク)

“知のステーション” の各拠点での展開と  
“知の中央ステーション：H S T”

(Human, Science and Technology Station) の構築

知の中央ステーション：H S T (知の交流・連結・発信拠点) から生まれる  
多様な“ほたる”が糸島エリアに自立的な活動を繰り広げる



〔後略〕

945 財団法人九州大学学術研究都市推進機構設立趣意書

(2004(平成16)年8月27日)

財団法人九州大学学術研究都市推進機構 設立趣意書

九州大学は、平成17年度から約15年をかけて福岡都市圏西部に統合移転しますが、これを契機として、新キャンパスを核とした日本とアジアの知的交流拠点としての新しい学術研究都市づくりが進められているところです。

九州大学は、九州のみならずアジアの頭脳拠点として重要な存在であり、その研究は、各分野において世界的なレベルにあります。しかしながら、その研究成果は、必ずしも産業化・事業化されておらず、地域の経済発展に十分に反映されていない状況です。

このような中、九州大学の研究成果と産業界の事業化需要とを結びつけるための機能が求められるところですが、基礎研究を行う九州大学が自らその機能を担うには限界があり、コーディネート機関の存在が切望されます。

このため、九州大学を中心とした研究機関等の知的資源を活かし、産学官の連携や企業・研究機関等の立地促進等のための調査検討、情報提供並びに先端技術に係る調査研究などを推進し、もって地域経済の活性化を図ることを目的として、ここに、九州大学学術研究都市推進機構を設立するものであります。

946 財団法人九州大学学術研究都市推進機構寄附行為

(2004(平成16)年8月27日制定)

財団法人九州大学学術研究都市推進機構寄附行為

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、財団法人九州大学学術研究都市推進機構(以下「機構」という。)と称する。

(事務所)

第2条 機構は、主たる事務所を福岡県福岡市中央区天神4丁目3番30号に置く。

2 機構は、理事会の議決を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

(目的)

第3条 機構は、産学官との共同により、学術研究に関する広報活動、先端技術に係る研究開発及びその支援並びに企業・研究機関等の九州大学新キャンパス周辺地域への進出等の支援を行うことにより、当該地域に知的拠点を形成し、もって、福岡県の産業の育成及び県民生活の質的向上に資することを目的とする。

(事業)



第 4 条 機構は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 学術研究に関する広報活動事業
- (2) 産学官の共同研究による研究開発及びその支援に関する事業
- (3) 研究機関等の立地支援事業
- (4) 産学連携交流支援事業
- (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

## 第 2 章 財産及び会計

(財産の構成)

第 5 条 機構の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 寄付金品
- (3) 補助金
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(財産の種別)

第 6 条 機構の財産は、基本財産と運用財産の 2 種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄付された財産
- (3) 理事会において運用財産から基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(財産の管理)

第 7 条 機構の財産は、理事長が管理し、その方法は理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

2 基本財産のうち現金は、確実な金融機関への預け入れ、信託会社への信託又は国債、公債その他の確実な有価証券の購入等の方法で保管しなければならない。

(基本財産の処分の制限)

第 8 条 基本財産は、これを処分し、または担保に供することができない。ただし、機構の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事現在数の 3 分の 2 以上の議決及び評議員会の同意を経、かつ、福岡県知事の承認を得て、その一部を処分し、又はその全部もしくは一部を担保に供することができる。

(経費の支弁)

第 9 条 機構の経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

## 第1章 九州大学の課題と将来構想

第10条 機構の事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は、理事長が作成し、毎会計年度開始前に、理事会において理事現在数の $\frac{3}{2}$ 以上の議決及び評議員会の同意を経て、福岡県知事に届け出なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(暫定予算)

第11条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第12条 機構の事業報告及び決算は、毎会計年度終了後、理事長が事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録として作成し、監事の監査を受け、理事会において理事現在数の $\frac{3}{2}$ 以上の議決及び評議員会の同意を経て、その会計年度終了後3か月以内に福岡県知事に報告しなければならない。この場合において、資産の総額に変更があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添えるものとする。

(特別会計)

第13条 機構は、事業の遂行上必要があるときは、理事会において理事現在数の $\frac{3}{2}$ 以上の議決及び評議員会の同意を経て、特別会計を設けることができる。

(長期借入金)

第14条 機構が資金の借入れをしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において理事現在数の $\frac{3}{2}$ 以上の議決及び評議員会の同意を経、かつ、福岡県知事に届け出なければならない。

(義務の負担及び権利の放棄)

第15条 予算で定めるものを除き、機構が新たに義務を負担し、又は権利を放棄しようとするときは、理事会において理事現在数の $\frac{4}{3}$ 以上の議決及び評議員会の同意を経、かつ、福岡県知事の承認を得なければならない。

(会計年度)

第16条 機構の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

### 第3章 役員

(種類及び定数)

第17条 機構に、次の役員を置く。

理事 15人以上19人以内

監事 2人

2 理事のうち、1人を理事長、4人を副理事長とする。

(選任等)

第 18 条 理事及び監事は、評議員会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選によりこれを定める。
- 3 理事、監事及び評議員は、相互にこれを兼ねることができない。
- 4 理事に異動があったときは、2 週間以内に登記し、登記簿の謄本を添え、遅滞なくその旨を福岡県知事に届け出なければならない。
- 5 監事に移動があったときは、遅滞なくその旨を福岡県知事に届け出なければならない。

(職務)

第 19 条 理事長は、機構を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、この職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この寄附行為に定めるところにより、機構の業務を議決し、執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 財産及び会計を監査すること。
  - (2) 理事の業務執行状況を監査すること。
  - (3) 財産、会計及び業務の執行について、不整の事実を発見したときは、これを理事会、評議員会又は福岡県知事に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会又は評議員会の招集を請求し、又は招集すること。

(任期)

第 20 条 役員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第 21 条 役員が次の各号の一に該当するときは、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の 3 分の 2 以上の議決に基づいて解任することができる。この場合、理事会及び評議員会において議決する前に、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

## 第1章 九州大学の課題と将来構想

(報酬等)

第22条 役員には、報酬及び退職金を支給しない。ただし、常勤の役人には、報酬を支給することができる。

2 役員にはあ、費用を弁償することができる。

3 前2項に関して必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第4章 理事会

(構成)

第23条 理事会は、理事をもって構成する。

2 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(権能)

第24条 理事会は、この寄附行為に定めるもののほか、機構の業務に関する重要な事項を議決し、執行する。

(種類及び開催)

第25条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎年2回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事現在数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第19条第4項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招集)

第26条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第3項第2号又は第3号に該当する場合は、その日から14日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集する時は、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第27条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第28条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第29条 理事会の議事は、この寄附行為に定めるもののほか、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第 30 条 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として評決を委任することができる。

2 前項の場合における前 2 条の規定の適用については、その理事は出席したものとみなす。

(議事録)

第 31 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事の現在員数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者及び表決委任者の場合にあっては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項及び議決事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が、署名、押印をしなければならない。

## 第 5 章 顧 問

(顧問)

第 32 条 機構に、顧問 3 人以上 5 人以内を置くことができる。

2 顧問は、理事会の承認を得て、理事長が委嘱する。

3 顧問は、機構の運営に関する重要な事項について、理事長に助言する。

4 顧問には、第 20 条第 1 項及び第 22 条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「役員」とあるのは「顧問」と読み替えるものとする。

## 第 6 章 評議員及び評議員会

(評議員)

第 33 条 機構に、評議員 15 人以上 19 人以内を置く。

2 評議員は、理事会で選出し、理事長がこれを委嘱する。

3 評議員には、第 20 条、第 21 条及び第 22 条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「役員」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

4 前各項に定めるもののほか、評議員に関し必要な事項は、理事会で定める。

(評議員会)

第 34 条 評議員会は、評議員をもって構成する。

2 評議員会は、理事長が招集する。

3 評議員会の議長は、評議員会において互選する。

## 第1章 九州大学の課題と将来構想

- 4 評議員会は、この寄附行為に定めるもののほか、理事長の諮問に応じ、必要な事項について審議し、助言する。
- 5 評議員会には第25条第3項第2号及び第3号並びに第28条から第31条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「理事」とあるのは「評議員」と、「理事会」とあるのは「評議員会」とそれぞれ読み替えるものとする。
- 6 前各項に定めるもののほか、評議員会の運営に関し必要な事項は、理事会で定める。

## 第7章 寄附行為の変更及び解散

### (寄附行為の変更)

第35条 この寄附行為は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、福岡県知事の認可を得なければ変更することができない。

### (解散)

第36条 機構は、民法第68条第1項第2号から第4号までの規定によるほか、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分3以上の議決を経、かつ、福岡県知事の許可を得て、解散することができる。

### (残余財産の処分)

第37条 機構が解散のときに有する残余財産は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、福岡県知事の許可を得て、機構と類似の目的を有する他の法人又は団体に寄付するものとする。

## 第8章 事務局

### (事務局)

第38条 機構の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び職員は、理事長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

### (備付け書類及び帳簿)

第39条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 寄附行為
- (2) 理事、監事、評議員及び職員の名簿及び履歴書
- (3) 許可、認可等及び登記に関する書類
- (4) 寄附行為に定める機関の議事に関する書類
- (5) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類
- (6) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類

(7) その他必要な帳簿及び書類

第 9 章 補 則

(委任)

第 40 条 寄附行為に定めるもののほか、機構の運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この寄附行為は、機構の設立許可があった日から施行する。
- 2 機構の設立当初の役員は、第 18 条第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、設立者の定めるところとし、その任期は、第 20 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 18 年 3 月 31 日までとする。
- 3 機構の設立初年度の事業計画及び予算は、第 10 条の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。
- 4 機構の設立初年度の会計年度は、第 16 条の規定にも係わらず、設立認可があった日から平成 17 年 3 月 31 日までとする。